

第384回南国市議会定例会会議録

第4日 平成27年6月18日 木曜日

出席議員

3番 岩松永治君	4番 西本良平君
5番 西川 潔君	6番 土居恒夫君
7番 高木正平君	8番 中山研心君
9番 前田学浩君	10番 村田敦子君
11番 岡崎純男君	12番 小笠原治幸君
14番 野村新作君	15番 西原勝江君
16番 浜田和子君	17番 浜田 勉君
18番 土居篤男君	19番 福田佐和子君
20番 西岡照夫君	21番 今西忠良君

＊

欠席議員

なし

＊

出席要求による出席者

市長 橋詰壽人君	副市長 藤村明男君
参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 田 渕 博 之君	参事兼財政課長 平 山 耕 三君
参事兼企画課長 西 山 明 彦君	情報政策課長 崎 山 雅 子君
危機管理課長 中 島 章君	税 務 課 長 川 村 英 嗣君
市民課長 島 本 佳 枝君	長寿支援課長 原 康 司君
保健福祉センター 所 長 岩 原 富 美君	環 境 課 長 島 崎 哲君
農林水産課長 村 田 功君	商工観光課長 今久保 康 夫君
建設課長 松 下 和 仁君	地籍調査課長 古 田 修 章君
都市整備課長 若 枝 実君	上下水道局長 西 川 博 由君
会計管理者兼 参事兼会計課長 橋 田 裕 子君	福祉事務所長 中 村 俊 一君
教 育 長 大 野 吉 彦君	教 育 次 長 兼 学校教育課長 竹 内 信 人君
生涯学習課長 谷 合 成 章君	幼保支援課長 田 内 理 香君

監査委員 細川千秋君 農業委員会 土橋愛君
事務局 長 小松和英君 事務局 長

-----*

議会事務局職員出席者

事務局 長 秋田節夫君 次 長 公文知子君
書 記 岡崎辰彦君

-----*

議事日程

平成27年6月18日 木曜日 午前10時開議

第1 一般質問

-----*

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

-----*

午前10時 開議

○議長（前田学浩君） これより本日の会議を開きます。

-----*

一般質問

○議長（前田学浩君） 日程により、一般質問を行います。

順次質問を許します。21番今西忠良君。

[21番 今西忠良君登壇]

○21番（今西忠良君） おはようございます。

社民党の今西忠良でございます。

第384回の市議会定例会に通告をいたしました私の一般質問は、市長の政治姿勢を含めて4項目であります。以下、順次質問をいたしますので、答弁方よろしくお願いをいたします。

まず、1項目は市長の政治姿勢で、平和憲法と国の安全保障法制についてであります。

安倍政権は、自衛隊が海外で戦争ができるように国内法の整備に向け関連11法案を5月14日夕刻に閣議決定をし、翌日の15日に国会に提出をしました。国民を再び戦争に巻き込む戦争参加法案であるにもかかわらず、安倍首相は、国民の命と平和な暮らしを守るための切れ目のな

い備えと国民を欺き続けているのではないのでしょうか。危機感を募らせる市民は、官邸や国会前を初め、全国各地で戦争法案絶対反対、憲法破壊を許すなど法案阻止の行動に立ち上がっているところでもあります。この法案は、集団的自衛権の行使や外国軍への後方支援、周辺事態の枠を外し、地球上のどこでも米軍、その他の外国軍との共同作戦、相互支援の実施、PKOやそれ以外の行動で武器使用など、法律10本を大転換をする一括法案と新法の1本であります。いずれも憲法9条を突破をし、名実ともに海外で戦争する国にする法案と言えます。

かつて私たちの国は、隣国を侵略をし、世界を相手に戦争を行い、他国では2,000万人以上、自国でも310万人以上と言われるとうとい人命を奪うという過ちを犯してきました。その結果として、沖縄戦を初め、東京や大阪など、各都市への空爆と広島、長崎への原爆投下をもたらし、その傷跡は戦後70年たっている今もいまだに癒えておりません。日本国民は、その痛切な反省の上に立ち、日本国憲法によって政府の行為によって再び戦争の起こることのないようにすることを誓ってき、人類の英知のたまものである立憲主義によって時の権力者の暴走を食いとめることとしてきたものであります。戦後70年間、日本は、少なくとも一度も他国と戦火を交えることなく、他国の人民を殺すこともありませんでした。

ところが、今、安倍政権は、人類の英知とも言うべき平和憲法を廃棄をし、国防軍を創設することまで公然と語り始めています。そして、戦争する国を目指して、特定秘密保護法の強行可決に続き、これまで憲法違反としてきた集団的自衛権行使をなし崩し的に合憲化をしようとしており、それらに伴う法整備を行おうと今しております。さらには、武器輸出三原則を放棄をし、他国に武器を売り、防衛予算を拡大をして、アジア諸国の警戒と不信を招いているのも現実であります。私たちは、このような戦争する国づくり、憲法改悪を許さない行動に立ち上がっているところでもあります。6月4日の衆議院憲法審査会で、現在衆議院で審議中の安全保障法案について、与党自民党や公明党及び次世代の党が推薦をした長谷部恭男早稲田大学教授を含む出席をした3人の憲法学者全員が、いずれも違憲であるという認識を示してきました。安倍政権のひとりよがりな憲法解釈に対して、憲法上多くの問題点を有しているとの疑義が改めて明らかになったところでもあります。憲法の専門研究者からの法案は違憲との指摘を安倍首相や政府は真摯に重く受けとめ、現在審議中の法案を速やかに撤回すべきであると考えます。

そこで、天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他公務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負うとある憲法9条について、次に憲法解釈による集団的自衛権行使容認について、次に今国会に上程をされております戦争法案とも言われる安全保障関連11法案の違憲性等について、橋詰市長のお考えと所信をまずお尋ねをいたします。

次に、2項目めの地域おこし協力隊についてであります。

日本の出生数は、平成17年に初めて死亡数を下回り、総人口が減少に転じております。高知県は、全国に比較をしても15年先行しており、いち早く人口の自然減になっており、高齢化率で見ましても、10年ほど先に進んでいるという実態にあります。私も実際日ごろ議員活動を通じて中山間地域の多くの方々と接する機会も多いわけですが、活性化に向けて意欲的に取り組んでおられる方々や地域がある一方、リーダーや後継者が少ないあるいはいない地域では、今の自分たちの世代でもう終わりではないかという危機感や諦めの声を耳にすることもあります。中山間地域の疲弊の度合いが深刻化をしていることを肌で感じているところであります。

このように、中山間地域を取り巻く環境が厳しい時代だからこそ、県や市町村が果たす役割も大変大きく重要になってきていると思います。しかしながら、市町村の取り組むべき行政課題というのもまた多岐にわたり非常に多くなっておりますし、広範になっていることも事実であります。そして、職員数の減少など、なかなか住民のニーズに応じていくというのも厳しくあるいは行政施策としても複雑化をしているのが事実ではないでしょうか。集落機能の維持・再生、それから地域を支える人材の確保、集落活動の拠点づくりなど、私どもが導入を提起をしてきました集落支援員を配置をし、集落の実態調査などを今日まで取り組んできておるところでございます。そして、5月からは、地域おこし協力隊員1名が着任をし、地域活動の応援による地域力の向上に取り組んでおられるところであります。

そこで、地域おこし協力隊員の受け入れの目的や基本構想についてまずお聞かせください。

そして、募集と選考のあり方、隊員の身分、待遇については、さきの3月議会で条例の一部改正をして対応しているところでありますが、財源等の措置も含めて、改めてお聞かせください。

次に、従事をする活動や活用のあり方、今後の目標、展望等についてお答えをいただきたいと思っております。

次に、地籍調査事業について質問に移ります。

国土調査は、国土調査法及び国土調査促進特別措置法等に基づき、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することによって、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図ることとしております。また、国土調査は、地籍調査、土地分類調査、水調査の3種類に大別をされて、土地に関する基礎的な情報の実態の把握の調査と言えます。地籍調査は、昭和26年から実施をされ、その開始から半世紀以上が経過をしております。

すが、平成26年度末の全国の地籍調査の進捗率は50%を少々超えたところであります。市政報告の中でも、地籍調査の現状や進捗率等についても述べておられますが、3点にわたり質問をいたします。

1点目は、国土調査法に基づく地籍調査業務について、その目的、役割と緊要性について、次に、地籍調査の効果についてでありますけれども、それぞれ住民のメリット、県、市町村のメリットについてお答えをいただきたいと思ひます。

2点目は、県及び南国市の実施状況、進捗等についてと、これからの事業の展開、動向、それに伴う課題や問題点についてもお聞かせください。

3点目は、予算及び財源確保の見通しと調査地域の拡大やスピードアップ等についてもあわせてお尋ねをいたします。

最後、4項目の質問に移ります。

南国市地域集会所耐震化促進事業についてであります。

この事業は、地域の要望も大変多く、懸案である地域の集会所や部落公民館の新築や耐震改修であります。今まで要望も多かったわけですが、何ら手だてもできず、地域住民も行政も苦慮していたことは事実でございます。集会所等は日ごろの地域住民のコミュニティー活動の拠点でもあり、災害時には避難所として活用されている場所でもあり、建物でもあります。今回、この交付金を活用した耐震化事業に県及び南国市が継ぎ足しをして事業を行う新規事業であると思ひます。

そこで、数点質問を行います。

まず、この事業に当たっての制度の概要と目的等についてお示しください。

次に、対象となる公民館や集会所と該当する要件や条件等についてもお聞かせをください。

最後に、現状と今後の取り組みや展望等についてもあわせてお尋ねをいたします。

以上で私の1回目の質問を終わります。

○議長（前田学浩君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 橋詰壽人君登壇〕

○市長（橋詰壽人君） おはようございます。

それでは、今西議員さんの憲法問題についての答弁を行いたいと思ひます。

まずは、憲法99条にあります憲法の尊重擁護、これの義務についてでございます。

憲法99条の憲法擁護義務につきましての所見ということでございますが、憲法を尊重し擁護する義務というのは、99条におきまして、国务大臣、国会議員を初め、全ての公務員に課せら

れた義務でありまして、当然これを遵守しないといけない、このことは当たり前のことでございます。そして、安全保障関連法案11法案について現在審議されておるわけでございますが、これについて私の所見ということでございますが、今国会で審議されております安全保障関連法案についてでございますが、いわば高度な法律の解釈の問題であると考えますが、政府が説明しておりますように、我が国を取り巻く厳しい安全保障環境の中で、今日我が国が複雑かつ重大な国家安全保障上の問題に直面しておる、このように考えます。それは、言うまでもなく、北朝鮮の核ミサイル開発あるいは中国によります東シナ海を初め尖閣列島の問題あるいは昨年でございますが、たくさんの漁船船団が我が海上に押し寄せてまいりまして、サンゴの漁をする、こういうようなまるで他国に土足で入り込んでくる、このような状況の中で、アジア、太平洋地域におきましても、安全保障上の問題が顕在化しておるわけでございます。これは何も日本だけの問題ではございません。このような国際社会の中で、今回の安全保障法制は、我が国の安全保障を確保するため必要な法整備である、このように考えております。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 企画課長。

〔参事兼企画課長 西山明彦君登壇〕

○参事兼企画課長（西山明彦君） おはようございます。

今西議員さんのまず地域おこし協力隊に関する御質問にお答えします。

地域おこし協力隊の導入した目的でございますけれども、隊員は3大都市圏から住民票を移して活動していただくものであり、地方での地域おこしに意欲のある人材に移住してきてもらって、地域活性化の実動部隊として中心的役割を果たしてもらうために導入しております。基本構想ということでございますけれども、今回、南国市のほうで導入しております地域おこし協力隊の活動内容につきましては、3月議会の浜田和子議員さんの御質問にもお答えしましたけれども、今年度は3名の地域おこし協力隊を募集しました。内容につきましては、中心市街地活性化業務に1名、それから地域活動応援業務に1名、そして地場産業応援業務に1名と考えております。こういった基本的な考え方の中で今回募集をしておりますけれども、募集と選考のあり方という御質問でございますけれども、募集につきましては、東京や大阪で開催されております移住交流地域おこしフェアあるいは移住フェア、そういったところへ参加して募集をしていると。同時に、市のホームページでも募集案内をしております。書類選考と面接によって選考しておりますけれども、今回は3名を募集したわけですが、応募者4名でしたが、まず1人は3大都市圏外から応募があったということで、これはもう書類選考の段階で除

外して、また1人辞退もあって、結局2人の方と面接を行った結果、1名のみの採用となっております。残りの2名について現在追加募集をしている状況でございます。

隊員の身分ですけれども、市の嘱託職員として採用しております。待遇面につきましては、月額16万6,000円の報酬ということをお諮りしたというところです。別途住まわれる住居について、市が借り上げた住宅を提供しております。こういった待遇面につきましては、県内他市町村もほぼ同じような状況になっております。財源についてでございますが、隊員1人当たりには基本的には報酬等について200万円、その他活動経費について200万円、合計400万円を上限に特別交付税措置されております。また、隊員の募集に係る経費、フェアに行くとかというような、そういったことに関して別途200万円が上限に交付されるということなどがございます。

今後の展望についてでございますが、今回着任しました隊員も、まだ1カ月半ぐらしか経過しておりませんが、地域おこし協力隊員としての研修のほか、まずは南国市を知っていただくと、そこからスタートやということで、各地の市内のさまざまな団体にお邪魔して、顔つなぎも徐々に進めております。こうした隊員を今後とも募集していった隊員をふやし、本市の産業、地域での活動などを支援しながら、各分野で住民活動を支えつつ、隊員みずからも最大3年の任期ですけれども、3年後には本市に定住して本市で根づいていただいて、市内での中心的な存在になるような人材育成にも取り組んでいきたいというふうに考えております。

続きまして、南国市地域集会所耐震化促進事業についての御質問にお答えします。

まず、制度の概要、目的についてでございますが、今回、国、県の制度を活用して、南海トラフ地震に備えて、地域コミュニティの拠点であります地域の集会所、公民館を耐震化することによって、市民の皆様が生活している身近な場所でより早く避難できるような場所を確保していくということを目的とする制度でございます。具体的な制度の概要につきましては、耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事の3つに分かれますけれども、基本的に対象経費の3分の1は、国の社会資本整備総合交付金が充てられます。残りの3分の2について国の補助金に県と市が上乗せ補助を行うというものでございます。ただし、耐震診断について、それから耐震改修工事については、平米当たりの限度額というものもございます。対象になる集会所、それから具体的な条件等について、非常にさまざまな条件がつけられております。この制度そのものが、目的が南海トラフ地震における緊急避難場所の確保ということから、まず津波浸水区域外であること、それから土砂災害警戒区域外であることということになります。あと本市での今回の制度の要件でございますが、基本的な国、県の要件に適合させておりますので、まず

地域集会所という定義でございますが、第1に、集会所、公民館と呼ばれる施設であって、地域住民同士の結びつきの強化に寄与するものであること、それから第2に、昭和56年5月31日以前に着工されたものであること、そして第3に、国、地方公共団体など、公の機関が所有するものでないことということが今回の集会所という定義になっております。そのほか条件でございますが、先ほど申し上げましたように、津波浸水区域外、それから土砂災害警戒区域外であることがまず1番の条件になると、それから県の耐震改修促進計画に記載されること、これは県が耐震診断義務づけ対象建築物に指定するというもので、具体的に当該建築物が建築確認や開発許可などの必要な手続を経ていることについて確認がされるということになります。その後、市からの避難所として指定されることということがございます。あと対象事業者として、これはそれぞれの部落、集会所のことになりますけれども、団体の規約が定められていること、それから代表者が定められている、こういったさまざまな条件がつけられております。

現在の状況と今後の展望ということでございますが、今回の事業につきまして、現在は各地区公民館長さんに制度の趣旨を御説明申し上げまして、対象となり得る各部落公民館、集会所の代表者を調査させていただいて、それぞれに文書をお送りして、制度の紹介をして周知に努めました。現在、幾つか、具体的には約15ぐらいの部落のほうからお問い合わせをいただいているという状況でございます。

なお、今後ですけれども、今回の制度は、国の制度を活用するというところで、現在のところ、国と県ともに平成27年度中に耐震設計に着手することということが条件になっております。28年度以降については、現在のところ未定という状況でございます。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 地籍調査課長。

〔地籍調査課長 古田修章君登壇〕

○地籍調査課長（古田修章君） おはようございます。

今西議員さんの地籍調査事業についての御質問にお答えいたします。

まず、地籍調査事業の目的、役割、緊要性についての御質問でございますが、これは、土地の最も基礎的な情報である地番、地目、境界、面積、所有者等の地籍を近代的な測量技術によって明らかにし、現地復元能力のある精度の高い地籍簿及び地籍図として整備していくことでございます。

その効果につきましては、住民側のメリットとしまして、土地の権利関係が明確になることで、境界紛争などのトラブルの防止や財産の保護、開発等の土地の有効活用の促進が図れるな

どのメリットがございます。また、県、市にとりましても、災害からの早期復興や公共事業の円滑な実施、固定資産税の課税の適正化など、大きなメリットのある事業でございます。特に、災害復旧の効果につきましては、東日本大震災で被害の大きかった東北地方では、地籍調査の進捗率が高く、本市の姉妹都市である岩沼市におきましても、進捗率94%と地籍調査がほぼ完了していたことから、用地交渉等がスムーズに進み、防災集団移転促進事業などの復興対策が円滑に進展しているとお聞きしております。

次に、地籍調査の実施状況と今後の動向についての御質問でございますが、まず本市の実施状況から御説明いたします。

本市では、平成16年度に領石地区からスタートいたしまして、換算面積で年間3平方キロメートルを目標として調査区域を拡大し事業を実施してまいりました。進捗率は、対象面積115.1平方キロメートルに対しまして15.3平方キロメートルの調査を完了しており、平成27年3月末現在で13.3%となっております。県全体の52.4%に比べますとまだまだ大きくおくれた状況となっております。県下的な実施状況としましては、中山間地域を主とした市町村では、比較的進捗率が高く、既に調査が完了した町村もございますが、土地の権利関係が複雑となることが多い人口密集地を多く抱える市町村では、進捗率が低いという傾向になっております。現在の進捗率での市全体の調査完了までの推定年数は約32年とされておりますが、今後も30年以内の調査完了を目指し、スピードアップを図っていくために調査実施箇所を拡大していくことは不可欠であります。しかし、本市の財政状況もまだまだ厳しい状況にありますし、地籍調査事業に対する国の予算がほぼ横ばいで推移している状況の中、県全体での事業要望量の大幅な増加により、各市町村への県補助金の割り当て額は減少傾向となっており、必要予算の確保についても大きな問題点となっております。

次に、今後の本市における地籍調査事業の動向でございますが、現在、要望書の提出のあった地域を原則要望順に調査を開始しております。また、それと並行しまして、中山間地域と沿岸地域の2つの地域を重点調査地域と位置づけ、優先的に取り組むこととしております。その理由としましては、まずその面積のほとんどを山林が占めている中山間地域では、過疎化による地権者の離村や高齢化率も約40%と非常に高いという現状がございます。山林では住宅地のような目印も少なく、さらに急峻な山間部で境界確認が行われることが多いため、地権者や地元精通者の高齢化や地権者の世代交代などによって円滑な境界確認が年々困難となりつつあり、早期に調査を実施する必要性が高いと考えられます。また、南海トラフの巨大地震による津波浸水想定地域である沿岸地域につきましては、南海トラフ地震の発生予測を踏まえ、被災前の

防災・減災対策として、現在、久枝地域から調査に着手しておりますが、市の実施する調査と並行して、国土交通省を事業主体として実施する津波被害想定地域における官民境界基本調査への要望も視野に入れ検討しております。地籍調査によって各境界ごとに測点を緯度・経度に関連づけしておくことで、万一被災した際には、正確な境界復元によって、迅速な復興・復旧が可能となりますので、できるだけ早期の完了を目指して取り組んでまいりたいと考えております。しかし、問題点としまして、特に沿岸地域におきましては、市有地を含む広大な官有地が存在していることに加え、実際の土地利用状況や面積、位置関係等に矛盾が生じており、現地確認が困難な土地が多く存在しております。そのため境界を確認していく工程である一筆地調査をいかに効率的に実施するかが課題となっておりますが、市有地の問題もございますので、関係課とも協議を行いながら進めてまいりたいと考えております。また、地籍調査の実施に当たりましては、地域住民や土地所有者の皆様の御理解・御協力、さらには実施地区の自治会組織等の全面的な御協力も不可欠となりますので、地元説明会やパンフレットの配布等により、事業の御理解をいただけるよう啓発を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 21番今西忠良君。

○21番（今西忠良君） 市長を初め、それぞれ御答弁をいただきありがとうございました。

まず、平和憲法の遵守義務についてでございますけれども、市長のほうからは当然のことというお話でございましたし、その他集団的自衛権行使の問題、さらには今国会に上程をされている安全保障法制についての私の質問に対しまして、市長は、今日の国際社会における安全保障にかかわる課題や環境は大きく変化をしてきていると。そうした中で、我が国にとってこの法整備というのは、大変必要であろうと思いますという答弁だったと思いますけれども、私と市長の考え方が全て私には伝わっては来ませんでしたし、私の思いと市長の思いとは若干違っていると、このようにも思っております。安倍晋三首相は、衆議院本会議で今審議入りをしております安全保障関連法案をめぐって、米国の戦争に巻き込まれることは絶対にないと言い切っていますが、本当にそう思っているのでしょうか。この法案は、集団的自衛権の行使容認に加えて、米国に対する後方支援を地球規模に広げるなど、自衛隊の任務と活動範囲を大きく拡大をするものであろうと言えます。普通に考えても、自衛隊のリスクが高まることは避けられないと思いますが、首相は明言を今は避けております。建前論よりはやっぱり本質で語って議論を進めていかなくは、国民の理解も得られることは難しいのではないかと、このようにも思いますし、憲法9条が5月14日の閣議決定をされ、新安保法制によって空文化の危機に立たされてい

る現状にあります。さきの大戦への反省に立って、戦争放棄などを打ち出した憲法施行からもう70年近くになるわけですけれども、日本が海外で武力を行使をすることはありませんでした。だが、今回の法案が成立をすれば、戦闘やそれに伴う死傷者の発生は、近い将来必ずや現実のものになるのではないのでしょうか。政府は、対中国の抑止力向上などのメリットといたしますか、そういうものを重視をしていますけれども、いま一度どうあるべきかを国も私たち市民、住民も深く考えなくてはならないと、このようにも思います。新安保法制は、現行憲法下では、集団的自衛権行使できるなどとした昨年の閣議決定を踏まえて今日に至っていると思いますけれども、国際紛争の武力による解決を禁じる憲法が、他国の戦争への参加を認めることは、論理的にもあり得ないと思いますし、閣議決定自体が違憲ではないかと言わざるを得ません。政府が憲法の縛りをみずから緩める行為は、立憲主義を揺るがす何物でもないと、このように私は考えるところであります。

次に、地域おこし協力隊についてですけれども、念願がかなって5月1日より1名の隊員が着任をしました。移住交流フェアとか地域おこしフェア、移住フェア、それからホームページ等でも呼びかけながら現地へ出向いて採用に至ったということで、ことしもあと目標の3名に達するには2名を10月までの着任に向けて募集を行っているということでございますし、南国市は、条件不利地域という部分ではないので、やはり3大都市圏といたしますか、そこからの採用に限られているのではないかと思います、少し制限がかかっているようにも思います。採用の手順や処遇、身分等については、先ほど企画課長のほうから詳しく答弁をいただきましたし、任務については、中心市街地の活性化へ向けての取り組みや地域力の向上に向けて地域の活動あるいは地場産業への支援、応援事業を中心にした任務というふうに答えていただいたと思いますけれども、何といたしまして、南国市を知っていただいて、地域の人と交わりながら、住民活動を支えていく、支援をしていくことになろうと思います。3年間の任用期間ですので、南国市、そして地域にどのように根づいていただく、いただかなければならないか。先ほど定住というお話もあったように思いますけれども、私ども産業建設常任委員会は5月に新潟県の十日町市を訪問して、先進地の取り組みをいろんな角度で学んでまいりました。平成21年度より、早くからこの制度ができて早い取り組みで協力隊員を導入をしてきたようでありまして、現在は17名が活動し、この間、最初の方は24名が退任をしているわけですけれども、合計41名が協力隊員として地域に入っていたということにして、退任をした24名の中でも、16名が定住をし、家族を含めたら30名以上になるというお話でしたので、人口増加にも大変寄与もしているし、地域で大きな成果も上げてきたというお話も伺いました。隣の嶺北の本山町でも、第

1期が平成22年から3年間、11名、そして今2期の平成25年からは現在6名の協力隊員がそれぞれの分野で活動をされているということで、第1期の11名の中で6名が定住をされて、地域の企業やそれぞれの部署に就業というか、定着をしていただいて、地域おこしとまた人口増にもつながっているということでもございました。雇用形態や活用のあり方について、処遇ということも大変大事でございますけれども、地域づくり、地域おこしへどういうふうに支援や協力を求めていくかということと、また隊員自体の希望先、そして隊員の持つ資格や能力、そういうノウハウをどうやっぴり生かしていくかということも大きな鍵になろうかと思えますし、採用等に当たっては、隊員に選択をさせる方法、それから目的を決めて任用していくかも一つ大切な隊員の成長といえますか、地域で働いている方向づけになろうかと思えますし、今1名なんですけれども、順次導入もしていくわけですけれども、隊員同士の集いとか仲間づくり、隊員の研修等で、やっぱり地域で起業家として成長していく、そういう養成の研修やテーブルづくりということも必要だと思えますが、この点についてはいかがでしょうか。何といたっても、面接のときに、意欲のある人、そうした人材の登用が第一だと、このように思えますし、昨日の一般質問の中でも、県のあっせん事業により、南国市への移住者が8組で12名というふうなお答えだったと思うんですけれども、市としての格別なこれに支援策はないということなんですけれども、協力隊員と連携も図りながら、隊員の増強、増加もしていくと同時に、移住者のサポート、拡充にもつなげていく一歩にもこれからはなれないかと思えますが、こういう点についてはいかがでしょうか、お聞かせを願いたいと思います。

次、地籍調査事業についてですけれども、古田課長のほうから目的や役割、重要性等についてあるいはメリット等についてそれから現状の進捗状況についても詳細に答弁をいただきました。日ごろより課長を中心に市長も望む地籍事業の推進に課員一致で進められていることに敬意を表するところでございますけれども、数点、再質問をしたいと思います。

全体での進捗と予算、財源の確保についてですけれども、ことしは、当初予算ではほぼ1億円に近い事業費を計上してきたところなんですけれども、国の予算が横ばいで推移をしているということと、高知県も取り組む自治体も多くなった関係もあって、県補助金が減額をされたということで、今回、大桶の八木地区が見送りとなりました。事業拡大とスピードアップを図っていくことで、1年間に4地区ということで今取り組んでいるわけですけれども、その事業着手がことしは3地区にならざるを得なかったと思います。地籍事業を南国市がスタートさせたのは平成16年でしたので、この当時の答弁ややりとりの中では、もう100年以上かかるんだということでスタートしましたけれども、現在では事業拡大やスピード化に重点を置いていますので、

30年以内の調査完了を目指しているところでございますが、これからの先ほどの答弁など動向を見ますと、予断は許さない現状にもあろうかと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

それから、津波被害が想定される沿岸部への調査が最重要視をされているのは当然ですし、その方針にあります。とあわせて中山間地域、内陸部での事業着手ということと、バランスをとりながら並行的に進めていく。そうした中でも、原則的には手を挙げた順、要望順に取りかかるという原則もあるわけですので、そのあたりの調整がうまくとれていけるのか、あわせてお聞きをしたいと思います。

同時に、津波被害想定エリアにおける官民境界基本調査というのを先ほど答弁の中でも国交省が今事業主体になって実施をされるというようなお話があったと思いますが、この要望に手を挙げてかなえられるのか、またその期待度等についてお聞かせをいただきたいと思います。

もう一点は、特に事業課においては、業者や地域住民と色々な角度で打ち合わせをして事業を進めていくわけですので、それぞれ課によっても一定のスペースというか、専門的な会議室が必要になってこようと思います。特に、地籍調査事業においては、1地区での業務も計画と準備から始まって一筆地調査、そして測量、地籍図や地籍簿の作成、それから県や国の認証も受けていかななくてはならない、そして最後には登記というようなスパンで3年間で進んでおるわけですが、やはり事業の拡大、スピードアップを求めている中で、やっぱり工程管理上、進捗に支障を来さないためにも、こういうスペースが必要ではないかというふうに特に感じるところでございますし、今回、見事に庁舎の耐震改修も完了し、コンパクトにもなってきたことも事実ですし、地下のボイラー室を中心のところは、会議室にかなりなってますし、この辺はうまく図られていけるのではないかと思います、その点について御答弁を願いたいと思います。

それと、南国市の地域集会所の耐震化促進事業ですけれども、制度について詳しく御答弁もいただきました。私も資料をちょっといただいているわけですが、目的等はもちろんわかるわけですが、対象公民館は、いろんな制約があつて、昭和56年5月31日以前に建てたもの、それから自治会が所有する公民館ということで、それと津波浸水区域外と土砂災害警戒区域は外すという部分と、耐震診断により倒壊の危険性があると診断された公民館というのはわかるわけですが、非常に条件も多岐にわたって、さまざまな縛りがあるように、先ほどの答弁でもお聞きをしまして、防災拠点建築物等の県等の指定も受けないかんし、耐震診断義務づけ対象建築物であることの確認等も必要ということで、当該の部落の自主防災組織

等と市で協定書等も締結もせないかんし、避難所として明確に運用するということが条件でなっておるようでございまして。もちろん建てかえも可能ということですがけれども、非常に画期的な事業として私も期待をしたし、地域の住民もそういう思いだったと思うんですけども、先ほど述べましたように、基準や条件が非常にハードルが高いように感じますし、はっきり言ってちょっと使い勝手が悪いんじゃないかという思いもします。先ほど企画課長の答弁の中でも、各地区の部落長さんや公民館長さん宛にこの要望調査を七、八十館に対して文書を発送したということで、地区の部落公民館、地区集会所というのは百何十、多分あろうと思えますけれども、この条件に当てはまる館はどれぐらいあるのでしょうか、ちょっとわかればお聞かせを願いたいと思います。

最後に、課長答弁で、確かに平成28年度以降の事業は未定、不確定というようなお話があったわけですがけれども、この事業が一過性のものでは、とても地域の要望というか、住民のニーズに応えられるものじゃないと思いますし、先ほどの答えでは15館くらい手が挙がっていますよというお答えでしたけれども、この点についてはどのようにお考えか、お聞かせを願いたいと思います。

以上で2問目を終わります。

○議長（前田学浩君） 答弁を求めます。企画課長。

○参事兼企画課長（西山明彦君） まず、地域おこし協力隊の御質問ですがけれども、隊員を地域おこしへどう生かしていくかというようなこと、それから資格、能力というようなお話がございましたけれども、今回、3名の募集に対して1名しか採用しなかったというあたりには、やはり隊員としての能力という部分も面接の中で見させていただいたと。やはり、地域で活動をしていくということでは、コミュニケーション力なんかも必要であるというようなことで、そういった部分も考慮してやってきましたけれども。隊員同士のつながりという部分では、研修も含めて、今度の隊員には全国の研修へ参加してもらって、全国で活動している隊員さんとの交流をして、いろいろな情報を聞いてきたというようなこと、隊員として非常に何と申しますか、悩むような部分なんかも聞いてきたと。これは県内でも集まる機会がよくありますので、そういったことで情報交換をしながら活動へ生かしていくというような隊員同士の交流もございます。

それから、移住者へのサポートというような点でございしますが、本当に昨日もお答えしましたけれども、今のところ具体的になかなかできてないという状況ですがけれども、やはりこれから地方創生に向けまして移住促進を進めていく上では、いろんなサポートも必要であると。そ

これは、隊員も3年間の後、こちらで南国市のほうで住んで活動していくというような部分では同じだというふうに思っております。ちょっと答弁になったかどうかわかりませんが。

それから、地域集会所の耐震化についてでございますが、対象となり得るこちらで把握している部分では64でございます。南部のほうはもうほとんど津波浸水区域ということで対象外になっているというようなことで、実際には64というような状況でございます。それで、今15ぐらいから相談を受けております。相談とか問い合わせに来られた集落、部落については、それぞれ担当のほうでいろいろ御説明を申し上げているところでございますけれども、これをどうするかということでございますが、本年度予算としましては3棟分、120平米ということで3棟分ということ予算化しておりますけれども、平米がどれぐらいあるかということもまず6月中に問い合わせいただいたところから、大体面積どれぐらいあるかということについて今ちょっとお伺いをしているということです。それで、予算上がわかってきますので、それを県を通して要望していくという形に今後はなるということでございます。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 地籍調査課長。

○地籍調査課長（古田修章君） 今西議員さんの2問目の御質問にお答えいたします。

まず、予算と財源の確保についての問題でございますが、市政報告にもありましたし、今西議員さんも言われましたけれども、本年度に実施する地籍調査につきましては、宍道地区、黒滝地区、久枝地区の3地区となっております。県の補助金が県下の市町村で軒並みに大幅減額されたことによりまして、新たに調査を開始する予定であった八木地区での調査、これを来年度へと延期とさせていただきます、継続区域である3地区のみでの調査を余儀なくされたという状況でございます。国の地籍調査事業に係る予算といたしましては、本年度においては、補正予算を含めまして約125億円、昨年比では96%となっております。その中の高知県への割り当て額というのは約7%でございます。県費を含めた事業費としては約18億円、そして県から本市への割り当て額は約5%と決して低い割合ではないと思われま。しかし、御質問にありました今後30年以内の事業完了を目指すには、調査区域の拡大、また予算の増額というものは不可欠でございますので、非常に悩ましい問題となっております。今後、国、県の予算の状況によりましては、調査面積の縮小というものは避けられない問題となってまいりますが、その際にも沿岸地域における早急な防災対策というものは喫緊の課題と捉えておりますので、1問目でお答えいたしましたように、国が実施する官民境界基本調査の要望も検討してまいりたいと考えております。しかし、地籍調査のような完全な調査ではございませんので、進捗率

アップにはつながらないということがあります。一定の効果はあると考えておりますが、また地籍調査の一部の工程のみの調査であるということで、事業費の割に業務内容が煩雑となるせいか、入札が不調、不落となった例も多いという課題もございます。今後も国、県の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

また、沿岸部と中山間、内陸部の進捗バランスの問題でございますが、1問目でお答えしましたとおり、沿岸部と中山間での早急な調査は急務と考えております。しかし、その他の地域でも、地震等の各種災害による被害につきましては、同様に発生する可能性があると考えております。したがって、それ以外の内陸部の地域につきましても、単年度に実施する調査面積の調整というものは必要になると思われませんが、並行して進めてまいりたいと考えております。

最後に、地籍調査事業におきましては、今西議員さん言われましたように、市町村の行う工程管理というものが非常に精度や正確さを確保する上で重要とされております。AからHまである工程のうち、外部発注を行う図根三角点測量のC工程からH工程、地籍図及び地籍簿の作成ですけれども、ここまでの各工程ごとに工程分類のそれぞれに綿密に点検する必要がございます。発注後には、受注業者との工程管理の点検の機会も非常に多くなり、複数の地区でまた複数の業務を同時期に発注しておりますので、日程が重複することが非常に多く、基本的には地籍調査課の事務室にて点検を行っておりますけれども、重複した場合の会場探しというものには大変苦慮しております。2年目工程の地権者の閲覧の際にも、地籍調査課事務室と会議室を中心に行っておりますけれども、同様の問題が生じておるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（田淵博之君） 今西議員さんから会議室、スペースの問題で御質問がありましたので、お答えをしたいと思います。

この庁舎、もともと会議室等が非常に不足しております。慢性的に会議室をとるのは難しいという状況でした。そのため庁舎耐震改修にあわせて、先ほど今西議員さんもおっしゃいましたように、地下に約20平米と40平米の会議室を2つ増設をしました。また、別棟2階にこれも50平米ぐらいですが、会議室を増設しております。しかし、この地下の2つの会議室につきましては、今現在、2つの給付金、それからプレミアム商品券の事務を行うために、長期的な使用を予定しております。ということで、実質ふえましたのは別棟会議室のみという状況にあります。また、ことは国勢調査、そして3つの選挙、それぞれありますので、これも

一定期間、会議室を使うということになりますので、非常に慢性的な会議室の不足が予想されております。そのためやっぱり各会議室を効率的に使用しながら、どうしても足りないという場合は、保健福祉センターとかスポーツセンターの会議室などを使用していくしかないというふうに考えております。来年度につきましては、そのそれぞれふえた会議室をまた効果的に使うように再検討していきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（前田学浩君） 21番今西忠良君。

○21番（今西忠良君） 2問目についてもそれぞれ御答弁いただきましてありがとうございます。

地籍事業において部屋といいますか、スペースの関係をお話をしたとどこでございますけれども、やっぱり公図や図面、いろんな取り組みをしていく中で、工程管理上、どうしてもスペースが要するというのが実情だと思いますけれども、課長答弁でも実際苦慮しているということで、総務課長のほうからもお話がございました。庁舎を改修してふやしたけれども、なかなか今の会議なりいろんな形で入ってくるということで、その活用に苦慮しているというのが実情はわかりをしました。かねてから僕も発言したこともあると思うんですけど、旧労働金庫の上も広いスペースもあろうかと思えますけれども、耐震改修ができてないということもあるわけですけども、あるいは駐車場を何らかの形で活用して、下は駐車場あるいは階上に会議室を設けるとい、経費が非常にかかることもあるわけですけども、そういう展望も含めてお考えもいただいたらと、このように思います。

それと、企画課長、1点抜けたわけですけども、耐震改修の公民館事業で、これ数年前からこの事業があったようですけども、南国市としてはことし新規事業として導入してきたわけですけども、平成28年度は不確定やと、不明やというお話があったと思えますけれども、この点についてだけもう一度お答えをいただきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（前田学浩君） 答弁を求めます。企画課長。

○参事兼企画課長（西山明彦君） 今回の本市でつくった制度でございますけれども、あくまでも国、県の制度を活用ということで取り組みましたけれども、国、県のほうが来年度についてはまだ全く決めてないという状況で、今の段階では今年度限りという状況になっております。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 18番土居篤男君。

〔18番 土居篤男君登壇〕

○18番（土居篤男君） 通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

通告してありますのは、項目は多いですが、非常に簡単なやつもありますので。1つが市長の政治姿勢、2つ目が特養の待機者をなくしてほしいと、3つ目が交通の問題、4つ目が地方創生計画について、5番目が防災関連について、6番目が行政情報管理の安全性について、7番目が石土池の水質の問題についてでございます。以下、順次質問を行いますので、御答弁をよろしく願いをいたします。

1つ目の市長の政治姿勢では、集団的自衛権での方針転換が安倍内閣のもとで行われようとしております。憲法の平和原則を踏み外すと言われておりまして、今では6月17日の高知新聞では、憲法関連学者が、3,400人にも上る方が、これはだめだということで、非常に激しく書いておりますが、けんかを売られたので、学者が俺たちがけんか買うんだと言うて勇ましいことを言っておりますけれども。この集団的自衛権というのは、今までは政権もそれは今の憲法下ではないというふうに解釈しておりましたが、それを集団的自衛権も今の憲法下で認められるというふうに閣議決定をしたようでございます。これに対して、衆議院の憲法審査会で3名の参考人質疑が、3名とも集団的自衛権行使可能にする安全保障関連法案について違憲というふうに断定をいたしました。慶應大学の小林節名誉教授は、違憲だ。憲法9条は海外で軍事活動をする法的資格を与えていない。早稲田大教授の長谷部恭男教授は、集団的自衛権の行使が許されるとした点は、憲法違反だ。笹田栄司早大教授、先ほどの教授は早稲田大教授と書いておりましたが、この方は早大教授と書いております、早大と早稲田とどう違うろうと一瞬考えましたが。内閣法制局は自民党の歴代政権とともに安保法制をずっとつくってきて、ガラス細工とは言わないが、ぎりぎりのところで合憲制を保っていると考えていた。今回は踏み越えてしまっており違憲だ。というふうに衆議院の憲法審査会の3人の参考人が3人もが、自民党が推薦をされた方までも含めて違憲であるというふうにはっきりと断定をいたしました。これに対して政府は、政治は政府・内閣が行うもので、学者がとやかく言うことに左右されるものではないとすり変えてしまいました。さっきの議論でもありましたが、憲法を守るという義務が政治家には義務づけられているのに、そのことは棚に上げて、政治判断はそのときの状況によって俺たちがやるものだ、言っているように思います。その判断基準が憲法であることには目を覆っているのではないかと思います。立憲主義を基本としなければ、憲法は時の政権の思いのままということになるかと思えます。政治判断は、政治家の権限でどうでもよい、というふうに言っておるかとも聞こえます。

集団的自衛権行使は、日米安保条約のもとでは、米軍支援を想定しておると思われま

つも米軍の方針が正しいわけではない、私は今までのアメリカ軍の行動を見ましてそのように判断をしております。むしろアメリカ人個々には非常によい方がおいでますが、いざ国あるいは産業界、軍などが動くときには、アメリカ優越主義のもとで、アメリカこそ世界の憲兵であるとの認識から、アメリカの誤った情報、判断で起こされてきた紛争が今までたくさんありますが、これが非常にアメリカの判断で起こした行為が多いわけですが、このアメリカとのこういう軍事同盟の関係である日本が、アメリカが攻撃されたので、軍事同盟国が攻撃されたので、アメリカ軍が行動を起こした、いや反対です、アメリカと軍事同盟が攻撃されて、軍事同盟国が攻撃されたので、アメリカ軍が行動を起こしたというのは例が極めて少ないように思います。むしろアメリカの間違った戦争に加担してしまう、今度の場合にはおそれがあります。そのことで自衛隊員の命を危険にさらしてはいけないということだと思います。今までアメリカが正義の戦争だといって始めたのは、この議場でも触れたことがあります、ベトナム戦争が一番記憶に、一番でもありませんが、私の若いころの話ですが、トンキン湾事件というのをでっち上げて、北爆を開始をしました。そして、結末は南ベトナムのサイゴンから米軍の司令部が命からがら本国に逃げ帰った。こういうシーンが目に焼きついておりますが、これも一つのアメリカがでっち上げた戦争の一つでございます。そして、アフガニスタン攻撃、イラク戦争もアメリカは今となっては間違いであったと認めておりますが、日本政府は認めておりません。このイラク戦争の引き起こしたこの結果、今イスラム国が誕生して、非常にああいう事態を引き起こしているわけです。変なことしたき、ああいう要らんところへこぶが出てきてそれが暴れ出したと。その始末もアメリカはようしないと。イラク戦争を仕掛けたときに、収容所でイラク国内の違う主義・主張をとる宗派の人々が、収容所で約束をして、それが発展したのが今のISだと言われております。要らんことして要らん病気が出てきたというふうに言えるかと思えます。集団的自衛権の行使を日本国憲法が認めているという理解に立ちますと、このようなアメリカの無法な戦争への参戦になっていくのではないかと。

あるいはまた、この自衛隊を派遣しても危険性はふえない、なんかも言うておりましたが、最近では危険性がふえると言いかえておりますが、大変危険な自衛隊員の若い隊員の命を失うことにもつながりかねない。元自衛隊員の元陸士長の大島信幸氏55歳は、兵庫県内の施設大隊所属ですが、自分は高校を出てすぐ入隊し、憲法と諸法令を守ると宣誓した。自分たちから攻撃はしないが、万が一攻めてきたら守らなければいけないと教育された。海外に行くということは一切言われなかった。今考えると9条があったから海外に戦争に行かずに済んだと思う。日本防衛と関係のない戦争で、若い隊員が血を流すことには絶対反対。日本人は、米国の奴隷と

違う。危険覚悟で米国について行くような、あほな考えはしてほしくない。また、元陸上自衛隊3曹の泥憲和さんも、米国と一蓮托生なら戦死者も出るのではないかと書いておられます。自分は地対空ミサイル部隊に配属されて、襲撃された輸送車の救援に向かう訓練をやったことがある。政府は、後方支援だからというが、危険な任務。政府は弾が飛んできたら活動をとめるというが、そんなことを言明したらかえってイの一番に狙われる。敵の側に立って考えれば、攻撃すれば反撃してくる相手と攻撃すれば逃げる相手とのどちらを狙うか、逃げるほうに決まっている。安倍さんは、国内議論を乗り切るために絵そらごとを唱え、そのことがさらに自衛官を危険にさらしている。最高指揮官として失格。武力はもてあそぶものではない。現役の隊員は、何も物が言えませんから、我々OBが声を上げる。そして、3人目の元陸自の准尉牧正明氏は、後方と前線は一体として訓練している。陸自第3特科部隊砲兵所属、定年前は武器、弾薬、燃料、食料を補給する管理小隊長、いわゆる後方部隊、後方というけれども、付録みたいに思っている幹部もいるけど、軍事では国際的に兵たんという。兵たんがあるから部隊全体が成り立っている。安倍首相は、米軍への後方支援だから安全と宣伝している。そもそも燃料がなければ、戦車も航空機もただの鉄。兵士も飯を食わねば戦争なんてできません。目立たないけど補給こそ最も大事。だから、敵に真っ先に狙われる。国民に実態を偽り、自衛隊員に危険な任務を押しつけるのは許せない。自衛隊員も、日本防衛でなく、米国防衛で亡くなるのは悔しいでしょう。自衛隊は、よそへ出て行って戦争をする必要はない。巨大地震などの訓練を一生懸命にやったほうがいい。また、元陸上自衛隊3曹湯本知文さんは、自衛隊の最高指揮官である内閣総理大臣が、直接現地に出向いて指揮することはありません。現場の変化に応じて自衛隊が戦闘行為をする危険性は極めて高くなる。もし自衛隊に戦死者が出るような戦闘行為が海外で行われたら、政府は何と言うか。戦闘目的ではないことに派遣をしたのであって、派兵したのではない。法的に違反していないと言い切るでしょう。私は、厳しい訓練で心身とも錬成してきた。それは、専守の国家防衛の遂行だと誇りを持ってきた。自衛隊の存在意義は変化し、現場の隊員は飛躍的にプレッシャーをかけられるようになる。武力によって世界平和を構築することは絶対に不可能です。全ての人に対して、1発の弾も撃つことはしてはならないのです、絶対に。また、現役の隊員も、海上自衛隊の現役隊員ですが、政府の安保法案は、結局我々に戦争に行けと言っているのと同じ。だけど、安倍首相は戦争に行くのではない、安全ですと言う。そんなごまかしの国会論議で危険地域に派遣される隊員はつらい。死ぬ危険は覚悟はしても、一体何のために死ぬのかもはっきりしない。米軍のためでは嫌ですね。また、米軍と戦っている相手から見れば、米軍に弾薬や燃料などを補給する自衛隊は、当然、米軍と一

体と見て攻撃をしてきます。戦闘現場には行かないとか、攻撃されれば撤収するといっても、相手には通用しません。現実味がない議論です。

このように自衛隊、元隊員の方、現役の方も本当に戦闘現場で戦闘する訓練を受けた人々が、今こういうふうに証言をしているわけです。このように、現役隊員の命を危うくする解釈の変更に対しまして、市長は先ほどの今西議員の質問に対して、日本の取り巻く状況を挙げまして、非常に厳しいものがあるというふうに言っておりましたけれども、この集団的自衛権を行使容認をしまして、米軍とともに日本の近海から遠く離れた場所に行って行動すると、こういうことに対してどのように感じるのか、お聞きをしたいと思います。

自衛隊員の皆さんは、20歳前後から30代までの方が一番前線で戦うということになると思いますが、今までのところ、戦闘によって命を落とした自衛隊員はおいでません。これから集団的自衛権の行使が憲法の範囲内だということでアメリカとともに、米軍とともに世界各地で戦うようになれば、必ず日本の青年の命が失われるわけだと思います。私は、やっぱり人口がこんなに急速に減りゆうときに、青年をそんな戦場へやって、鉄砲玉に当たらせるわけにいかないと。できれば、私とか市長とか、散弾銃も撃ったこともありますし、私も鉄砲の一つぐらい撃てますので、行ってはどうかというて人に言いましたら、それは足手まといになるきいかんと言われましたが。まあやっぱり青年をそういう危険な目に遭わせたくないという気持ちでございます。そして、どうも危ないのは、国立大学の自治にも補助金等を餌に安倍内閣の意向を押しつけようとしてみたり、NHKの人事も仲よし配置をしたり、教育委員会の委員長人事は、従来の性格を変えてみたり、着々と国民を総動員していく土台がつくられてきておると感じます。ここでどのように軍国的少年がつくられたか、少し資料がありますので。児童用尋常小学校修身書、巻1です。これは低学年用です。文部省と書いております。

○議長（前田学浩君） 土居議員、簡潔にお願いします。

○18番（土居篤男君） 一般質問やき。これは大正7年印刷ですね。いろいろこれは道徳の教科書のようなのです。何項目か言いますと、けんかをするな、物を粗末に扱うな、親の恩、親は大切にせよ、きょうだい仲よくせよ、家庭、それから16には天皇陛下、ページあけてみますと、天皇陛下万歳と書いてあります。そして、17には、忠義、聞いたことがあると思いますが、木口小平は敵の弾に当たりましたが、死んでもラッパを口から離しませんでした。あとは普通の一般的な隣人との関係とかいうものを説いた道徳教科書でございます。こういうものを大正に入ってからつくったのかわかりませんが、明治に入って外国に攻めていく、權益を求めていくという、そういう方針を持って以来、天皇を神格化して、こういう教育を完成をさせていった

わけです。私の父の時代も、当然、こういう修身の教科書が宛てがわれましてやってきたものと思われまゝ。高等小学校高等科を卒業したのが昭和4年、青年学校、青年訓練手帳というのがありまして、これには教育に関する勅語が印刷されておりました。高等小学校卒業後に昭和5年4月1日に入所をしております。そして、日本国の軍人の最初の教育をこういうような格好で受けております。前に言ったことがあるかも知れませんが、第1回目の召集のときには、吉村議員さんも言ってましたが、羅店鎮の敵前上陸をやったというふうに聞きました。そのときに弾には当たらず、3カ月ぐらい従軍をして、それからマラリアにかかって野戦病院に入って、それから松岡幸寿さんがあれはキニーネですか、あれを持ってきてくれたという話も聞いたことがあります。そこで、戦闘現場から離れたわけですので、まだ青年で結婚もしていません。私の芽も出ておりません時代ですが、それで辛うじて生き延びて帰ってきて、そして結婚をして、私どもを産んでから、もう一回召集をされかかりましたが、これは普通寺で検査を受けたときに高熱を出して、船へ乗せてもこりゃいかん、すぐに死ぬるきもう積まんということで命拾いをして、そして天寿を全うしたような経歴を持っております。このような明治以来から昭和の戦争までの時代を戦争一色でやってきたのではないかと。今の安倍さんの姿勢を見ておきますと、そういう危険な方向に、がむしゃらに行っているのではないかというふうに危惧をするわけでございます。

そこで、違憲かどうか市長に聞いてもいかんと思っておりますので、青年が集団的自衛権に基づいて行動して、米軍と世界各地へ展開をしていけば、必ず日本の自衛隊員の青年の隊員が亡くなるということになると思っておりますが、このような事態に対してどのように感じておられるのか、お聞きをしておきたいと思っております。

次に、給付型奨学金の創設をしたらということで提案をしたいと思っております。

これ市長の政治姿勢で聞いておりますので、ぜひこれは市長は創設したらどうですかということですので、検討をお願いしたいと思っております。

現在、貸付型の奨学金を実施をしておると思っておりますが、返済の状況、返済に困窮している方とかあるのではないかと。12月議会でも言いましたが、世界の一流の経済大国にもかかわらず、世界一流に低い奨学金制度だと言われております。この際、ふるさと納税制度の一部を財源にしまして、給付型奨学金制度を創設することを要望したいと思っております。12月議会では、課長は、国の動向を注視しながら、今後検討を重ねていく内容であると思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。これは非常に検討していくというふうに受けとめておりましたが、どうもこれは国の動向を注視しながら重ねていく内容であると思っておりますので、理解してほしい

と、じっと見よりやというふうに言われておりました。やっぱりこれをもうちょっと積極的に、国の動向は動向だが、市長と相談をして、給付型の奨学金を思い切って創設をしたらどうでしょうかというふうに答弁をもらいたかったわけですが、今議会にぜひそういうふうな前向きな答弁をしていただきたいと思います。やっぱり少子化の中で経済的な理由で勉強ができないと、大学進学ができないということがないように、少しでも人材を育てておくという観点を持てば、それほど取り組めない課題ではないのではないかと思います。

次が、市長の政治姿勢では、農業委員会制度が法律が変わりました。これも農協法の改革と同じで、農業委員会みずからが発案したわけではありません。規制改革会議などにより発案されて、農業者の立場を生かす委員会ではなくなっております。農業委員会法の設立の精神の転換であると。法律じゃいうのは、設立の趣旨というものがありますので、その趣旨をがらっと変えてしまったというふうに感じます。首長の意向による任命度が、任命する度合いが非常に高くなる。農業者がみずから立候補して選挙をする制度が廃止をされております。趣旨がどう変わったかと言いますと、現在の農業委員会法では、立法の目的として書いてありますが、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与するため、農業委員会、都道府県農業会議及び全国農業会議所についてその組織及び運営を定めることを目的とする、書いております。農民の地位の向上に寄与するためと書かれております。これがこの法律は、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、農業委員会の組織及び運営並びに農業委員会ネットワーク機構の指定等について定め、もって農業の健全な発展に寄与することを目的とすることと変わりました。非常に優秀な文章を書いておりますので、わかりにくいかわかりませんが、農民の地位の向上ではなくて、農業の健全な発展とか、生産力の増進、農業経営の合理化などがちりばめられております。そして、同時に、農地利用最適化推進委員を指名する。遊休農地がいっぱい出ているが、これを利用させる、最適化を進めるという、この言葉を捉まえたら最適化というのはいいいじゃないかということになりますが、これは要するに農地中間管理機構が、1年前ですか、1年以上前ですか、これが県につくれというふうにつくりました。ところが、その農地中間管理機構に一向に土地が集まらないと。一体県や市町村は何しろというふうに言っておりますが、これもどういう農民の生産力の向上のために中間管理機構をつくったのではなくて、規制改革会議とか成長戦略会議などでローソンのようなあいう企業の代表者たちが、今既に農業委員会を経由して、各地で農地を借りて、農業を営んでおります、何十ヘク、100ヘク単位で。例えばそれは今みずからが歩き回って農家と個々に契約をして耕作をしております。ですから、田んぼが飛びさがいて、耕作しにくくて効率が悪い。

条件のよい田は行政がまとめて自分たちに貸してもらいたい。こうやってもろうたらしょうのうがえいがと、こういう話から出発して農地中間管理機構をつくらせたわけです。そしてスタートしたものですから、農家の貸し手も一向にそんな意義は知りませんので、普及しない、いうことになったと思います。そして、この中間管理機構に集めて、農地を集める、その成績の悪いところには農業予算もつけない、こんなことまで言い始めております。せっかくええ法律つくっちゃったにおまさんらあはひとつものらんき、そんなのらんような県には農業予算の配分をやらんぜよと、まあざっとしたことを言う国の政治家だと思いますが。そして、農業委員会とは別に農地利用最適化推進委員会なるものもつくって、その委員会に農地を集めさせようというもくろみであります。ですから、従来の農業委員会の機能や目的、十分に活動しておったと思いますが、それを放り投げちよいて、農地を集めやと、大規模にやる企業に貸してくれや。とはいっても南国市に来るとは限りません。あるいは安芸市の農地を集めてそこへローソンが貸してくれというてやる可能性は全くないと思いますが。とにかく都合のええ組織につくってしまったのが今度の農業委員会の法律を変えた趣旨でございまして、今まで立候補して出てきた農業委員がなくなってしまう。市長が任命をして議会の同意を得ると、そういう内容になりますが、市長は従来の農業者のための農業委員会の活動が守れるのかどうか、どのように市長の責任が非常に大きくなりますが、考えているのか、お聞きをしておきたいと思えます。

そして、3番目の伊方原発の廃止を求めるという点では、福島では今12万人が避難生活をしております。帰るめどが全く立っておりません。放射線を牧草地や林野まで除去するのは、放射線源を除去するのは不可能だと思います。飯舘村では全村避難なんですが、放射線量は非常に高いですが、出荷できない牛を殺処分の指示が出たそうですが、それをあえて飼育を続けて、現在は放射線の影響調査をしておるようです。その飯舘村は原発より50キロメートルぐらい離れたところでございます。この福島第一原発より50キロ離れたところが全村避難の被害を受けたと。高知県も南国市は120キロぐらいですけれども、梶原町や四万十市は50キロぐらいしかありません。大事故時には大きな影響を高知県の一地方が受けるのではないかと懸念をされる状態です。偏西風が吹く季節には、偏西風の風速がどればあか私は勉強したことはありませんが、風速10メートル以上、20メートルぐらいですと、二、三時間で南国市にも到達をいたします。これで取り返しがつくか、この放射線の影響を除去することができるか、これは市長にぜひ聞いておきたいと思えます。もし南国市民が被害を受けたときには、市長が全部補償するかやと。私ら百姓の飯を食わいてくれるかということ、端的に言えばそういうことなんですが。

南国市は遠いき、それほどのこともなかろうとは感じます。しかし、高知県民の一部の人が被害を受ける率が非常に高い。南国市は離れているので、まあおまんらが決めやというわけにもいかんと思いますが、南国市も若干の被害を受けることも予想されますし、やっぱり県民の一人、県民の一地方の市長として、伊方原発は廃止を求めてもらいたいというふうに思います。

2点目の特養の待機者をなくしてほしいということでは、南国市でも人口の減少は今後も続きまして、高齢化率も上昇して、同時に医療というのは非常に日々発展をしております。ですから、なかなか私も、死にかけたわけではありませんが、ある病気にかかっても丁寧に修理をしてもらいますので、なかなか長生きをしそうでございますが。そういう点で見ますと、医療の発展はますますお年寄りを長生きさせる、高齢化社会になる。しかし、やがては自分の意思の思いどおりにはいかないときが必ず来ると思います。どうしても体の動かない年寄りがふえてくるということでは、特養を今待機者がおると思いますが、この待機者をなくすように増設をするとか、方策を考えなければならないのではないかと、ことを要求したいと思います。最近の新聞では、一方、厚生労働省が増大する医療費抑制のために、医療ベッドを削減することを打ち出してきました。現在、特養に入所できない場合は、長期療養型の病床に入ったり、その他の病院で入退院を繰り返したりしながら維持している傾向があると思いますが、そういうさらに病院のほうは締め出される率が高くなっていくと。こういう中では、さらに特養の充実を図らなければならないと思いますが、今後の特養の施設の充足、待機者をどのように抑えて減らしていくか、お聞きをしたいと思います。

交通網の問題では、医療センター行きのバスの乗り入れを緑ヶ丘地域にやってほしいという声は1年以上前に言っていた、4年以上前ですか、言ったと思いますが、その後、どのような協議が行われたか。実は、緑ヶ丘もあそこに入居が始まった時点では、子育て真っ最中の若い住民が非常に多かったです。小学生も多いし、中学生も多いし、保育所に通う保護者たちもいっぱいおりました。ところが、それから20年たちますと、もう子供が大学生になって、卒業すれば県外に就職ということで、ああいう団地が団地ぐるみで高齢化社会になっております。非常に病人もふえていると思います。そういう点では、医療センターは直接1次でかかる病院ではないとはいいますが、紹介されて行く患者さんもたくさんこれからおりますが。あそこに、医療センターに行きのバスが緑ヶ丘を経由してないということで、こういう声がたくさん聞かれます。ぜひバス会社と折衝して、何便か入れるような方策はとれないかどうか、お尋ねをしたいと思います。

それから、4番目の地方創生計画の構想ということで、具体的にどのような実効あるかとい

うことでお聞きをしたいと思います。初日からきのうまでの一般質問でも、おぼろげながら地方創生計画の概要がわかりましたが、例えば農業振興で策があるというふうに耳に残っておりますが、それが経済的にどの程度、どういう分野で何千万円、何億円の効果がありそうと、この分野では何億円の経済効果を見出したいとか、そういう経済的な具体的な数字をぜひ見せていただきたいと。そうしないと、あれは振興します、これは振興しますだけでは小説家の小説みたいなもので、やっぱり事業を何かを手をつけるというのであれば、それをお金で示すと、経済効果で示していくということをぜひ肉づけをしてもらいたい、地方創生計画。きのうまでである程度構想はわかりましたので、ぜひそれを数値化をしたらどうかと、してもらいたいというふうにお聞きをしたいと思います。

5番目の防災についてですが、南海地震津波対策の防災マップは、何回も更新をされまして、非常にわかりやすく、どういう行動をとったらええかとか、非常にふだんの心構えをする上ではあれを見ても非常にそれはできます。それを繰り返し住民が目にとめて考えてやっておればすぐに行動できると思いますし、南国市は特に南部地帯で避難タワーあるいは避難所、ある程度充足をしたというか整備はされておりますので、それを頭に入れておけば、浜におればどこに逃げるかということがすぐに頭に浮かびますが、通行中の車がどういう行動をとるだろうか。例えば春赤線を一番ラッシュのときに走りゆう車が大揺れに揺れたときに、あの車の人々がどういう行動をとるかということをとるとちょっと予測が付きません。そういうとき、運転者の心得をやっぱりしっかりふだんから教育、宣伝をしておかないと、いざというときにあの運転手さんたちが、行動する指針が頭の中になかったら、どんなに動くやらわかりませんので。やっぱりそれは大揺れに揺れたら、直ちにわきにとめて、ラジオをつけて、情報を得るとか、大地震であれば高台はどこにあるかということのを頭に置いてすぐ逃げるとか、そういう地震に遭遇したときの行動の指針、これがやっぱり不足しちゃあせんかというふうに感じました。防災マップは非常にいいです、あれは。家族であれ見て食料自給とかいろんなこと話し合いながらやっていけば、自然と自分の命を守る方法が身につくと思います。南国市だけが運転者に注文をつけてもいきませんので、これはしかるべき機関で運転中はどのような行動をとるかということを、きちっとふだんから運転者に教育をしていくということが大事ではないかと提案をしていきたいと思います。

それから、情報管理の安全性の確立という点では、国民年金基金、昔厚生労働省が管理をしておりましたが、厚生年金基金に丸投げをしまして、職員の国の役人と違う役人の形態になっておると思います。そういう点で安全管理が徹底してなかった、不足していたというふうに思

います。これによって125万件が流出をして、それにかかわって不審な電話もぼつぼつかかっているというふうに言われておりますが。南国市も情報化、大変取り入れておると思います。この南国市が管理する市民の情報の安全性は大丈夫かということ、確立されているのかということ、をただしておきたいと思っております。

7番目の石土池の水質向上ということなんですが、これも何年か前から薬品の投入を住民の皆さんの善意で取り組んでいただいております、水質は少しずつよくなっていったり、少し落ちたりという繰り返しのようですが、やっぱりこれは石土池の水質の向上をもう少し様子を見ながら図っていくべきではないかというふうに思います。昔は石土池は小さい池で、今の10分の1以下の池があるだけでした。その周辺は田んぼで、当時は家庭排水もそんなに大量に使わない時代ですので、どっかの水質が汚れるということはありませんでしたが。最近では水道は普及し、洗濯はどんどん垂れ流しでやる、洗剤はどっさり使う、食器もどんどん洗うと、そういう状況ですので、その水があつた池に流れ込んでしまうと。生活が向上するがと、自然がちよつと環境が悪化するがとが正反対の現象が起こっておりますが、それもあるだけきれいな池を残すためにも、ぜひこの水質向上を続けていってほしいと思っております。

以上で一般質問、1問目を終わります。

○議長（前田学浩君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 橋詰壽人君登壇〕

○市長（橋詰壽人君） 土居議員さんの質問がかなり長目でしたので、最初のほうちよつとメモばかりがあつて抜かるかもわかりませんが、御容赦をお願いしたいと思います。

土居議員さんが大正時代の教科書を朗読して、非常にわかりやすい質問をしていただきましたし、またそれぞれ元自衛隊員の、あれはインタビューだと思ふんですが、それに答えたという形の内容も言ってくれました。

そこで、私、土居議員さんの質問の要旨をずっと聞いておりました、問題は、憲法9条と安全保障法制の問題、そして集団的自衛権とはということがそこで必ず論じなければならないと、このように感じましたので、2つの問題について判例も含んで答弁にかえさせていただきます。

昭和34年12月16日に、砂川事件という事件が当時ございまして、これは基地に反対派住民が押しかけていって、入ってくるなという線を越えて入っていったために逮捕されたと、こういうような、簡単に言えばそういうような事件だったんですが、この事件との関連において、憲法9条のことが出ております。当時の最高裁判所大法廷、ここの裁判長は田中耕太郎さんという方ですが、憲法9条について、我が憲法の平和主義は、決して無防備、無抵抗を定

めたものではないのである。中略で、我が国が自国の平和と安全を維持して、その存立を全うするために必要な自衛のための措置をとり得ることは、国家固有の権能の行使として、当然のことと言わなければならない。憲法9条は、我が国がその平和と安全を維持するために、他国に安全保障を求めることを何ら禁ずるものではないと、憲法9条は我が国がその平和と安全を維持するため、他国に安全保障を求めることを何ら禁ずるものではないのである、こういうように書いてあるわけです。

次に、集団的自衛権のことなんですが、私は大変不勉強で、集団的自衛権というのは最近言われてきたことであると思っておったんですが、あにはからんや、1949年の北大西洋条約5条が典型的に示しているように、同盟国のいずれか1カ国に対する武力攻撃を同盟国全体に対する攻撃とみなして、兵力の使用を含め、協働で防衛する権利を基本とするその最大の狙いは、抑止効果である。抑止効果に基づき、自国の防衛に資することを本質とすると、こういうことのようにございまして、要は、お互いが助け合って、仲間とともに守れば敵は攻めてくる確率がぐんと減ると、こういうことだと思っております。

そこで、この集団的自衛権について、国連はどういうことをうたっておるかといいますと、国連憲章51条は、このような集団的自衛権を個別的自衛権とともに加盟各国が有する固有の権利であると定めている。固有の権利は、国連で公用語とされているフランス語でも中国語でも、自然権、自然の権利ということでしょうかね、と訳されている。人が生まれながらにして持っている権利が自然権であるように、国家がその存立のために当然に保有している権利が、個別的自衛権であり、集団的自衛権なのであると、こういうように書いてあります。私は、たびたび言いますように、素人ですので、これは非常にわかりやすいし、よく理解ができると、この文書は、そのように感じました。

ところで、土居議員さんがおっしゃられた自衛隊の元隊員の多くの声に対してですが、自衛隊の隊員の命が危ない、こういうことの御指摘の中でございまして、中谷防衛大臣が説明されておりますとおり、自衛隊員のリスクにつきましては、現在でも非常に高度なリスクの中で任務を遂行されております。今でも運用をしっかりとすることによりまして、自衛隊員のリスクを極小化している、小さくということですね、極小化していると言われております。したがって、今回の法整備につきましても、現状からリスクが増大することは、全体としては言えないというように考えます。リスクを増大させないためにも、法整備をしっかりと運用することが大切であると、このように考えます。

集団的自衛権のことについては以上でございます。

次に、伊方原発廃止ということについてでございますが、福島第一原発の問題は、本当に重大な問題であり、いまだに避難生活を強いられております皆様には、改めまして心からお見舞い申し上げますとともに、できる限り早期の解決を願っております。

原発の問題につきましては、これまでもお答えしてきましたとおり、徐々に原発依存を減らし、再生可能エネルギーへの転換を行いまして、最終的には原発をなくすという方向に進めていくべきである、このように私は考えております。

ところで、伊方原発の再稼働の問題につきましては、本市では平成24年6月議会におきまして、伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書が全会一致で可決されておりますので、議会の皆様の御意見を尊重すべきであると考えております。ただ、その当時とは状況が違いまして、原子力規制委員会による新規制基準に適合するという評価が今回出ておるわけでございます。私といたしましては、これまでも申し上げましたとおり、伊方原発につきましては、設置の際に本市に意見を求められたわけでもなく、今回も意見を申し上げる立場ではない。住民の安全を最優先に考えまして、特に南海トラフ地震に対する災害対策、避難対策の徹底を講じるべきである、このように考えております。

次に、農業委員会の制度変更についてでございます。

土居議員さんの農業委員会制度変更案につきましての御質問の中で、順次お答えしてまいります。

まずは、農業委員会の選任方法につきましては、改正案によりますと、市町村長は農業委員を任命しようとするとき、農林水産省令で定めるところにより、委員候補者について地域からの推薦を求め、また募集を行い、その者に関する情報を整理して公表し、その結果を尊重しなければならない、このようになっております。この任命方法は、現在の公選制の選出方法にかわる代表制を担保する仕組みとなっております。農業委員の任命に当たりましては、従来の公選制を担保する代表制の考え方を取り入れた選出方法に基づき、地域性に配慮した公平な任命を行っていく考えであります。

次に、農業委員会の意見の公表についてであります。農業委員会からは、現在までは数多くの建議をいただいております。その内容は、圃場整備事業、集落営農組織育成、担い手育成の推進など、多岐にわたっておりまして、本市の農業施策に大きな貢献をいただいたところでございます。法改正によりまして、農業及び農民に関する意見の公表、建議の条文は削除されましたが、農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善についての意見の公表は、新たに農業委員会の法令義務に位置づけられました。農業委員会からの建議は、本市の農業行政に

は重要であると認識しておりますので、今後とも意見の公表をいただきたいと思います。

最後に、農業委員会等に関する法律が改正になりましても、農業委員会は本市の農業行政、農業振興にとりましては、重要な組織であると考えております。

以上でございます。

なお、奨学資金のことについては答弁の準備を担当課長のほうでしておりますので、答弁させていただきますので、お聞き取りをください。

○議長（前田学浩君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

〔生涯学習課長 谷合成章君登壇〕

○生涯学習課長（谷合成章君） 土居篤男議員さんの給付型奨学金の創設に関しての御質問にお答えをいたします。

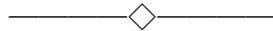
奨学金につきましては、議員さんがおっしゃられましたとおり、近年、卒業後の返済に苦しむ人がふえている、このことが社会問題としてマスコミ等でも多く取り上げられております。また、近隣の市で現在給付型奨学金を実施しております香美市でございますが、担当課であります教育振興課にお聞きをいたしますと、これは新たに創設したものではなく、合併前から給付している奨学金であるとのことで、現在は月額高等学校1万円、専門学校、大学等は1万3,000円を生活保護世帯及び収入が保護基準の1.5倍以下である世帯に保護者が市内に居住していることを条件に給付しております、予算規模は年額約500万円であるとのことでございます。利子つき奨学金が社会問題となっております現在、本市におきましては、教育の機会均等を図るため、経済的理由等により短期大学、大学、専修学校、各種学校に進学、就学が困難な方に対して奨学金を無利子で貸与する南国市奨学金制度を平成14年度から実施しているところでございます。教育委員会といたしましても、社会の発展に貢献する人材を育成することを目的といたしまして、南国市奨学金貸与条例に基づき、高校卒業以降の方を対象として無利子貸与を行っておりますが、議員さん御提案の給付型奨学金の創設につきましては、社会問題でございます貧困の連鎖を解消するために有効であるとは思いますが、本市の財政状況とともに、国や県の動向を注視しながら、今後もさらなる検討を重ねていく内容であると思っておりますので、何とぞ御理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午後0時1分 休憩



午後 1 時 再開

○議長（前田学浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

土居篤男議員に対する答弁を求めます。農業委員会事務局長。

〔農業委員会事務局長 土橋 愛君登壇〕

○農業委員会事務局長（土橋 愛君） 土居篤男議員さんの農業委員会制度変更案の御質問にお答えいたします。

今回の主な改正点は 6 点あります。1 点目は農業委員会の事務を農地利用最適化の推進に重点化し、優良農地の確保、農業経営の規模拡大、耕作される農地の集団化、新規参入者の促進により、農地利用の効率化を図ること。2 点目は先ほど市長が答弁いたしました農業委員の公選制を市長が議会の同意を得て任命する選出方法へ変更すること。3 点目は農業委員とは別に、新たに農地利用最適化推進委員が委嘱され、担当地区において、農地等の利用の最適化の推進のための活動を強化していくこと。4 点目は知識、経験を有する職員の確保と資質向上を図り、農業委員会事務局体制の強化を図っていくこと。5 点目は農業委員会の事務の実施状況をインターネットの利用等により公表し、事務の透明化を強化すること。6 点目は農業委員会の上部団体、都道府県農業会議を農業委員会ネットワーク機構と名称を変更し、特殊法人から一般社団法人に移行することにより、その業務を明確化することです。

なお、現行の農業委員につきましては、現在の任期が終了するまで、現行の制度が適用されます。また、農業委員と農地利用最適化推進委員は、兼務することができません。

本改正で、農業委員会の運営につきましては、先ほどの改正点により変更がございますが、新たに農地利用最適化推進委員が委嘱されることにより、農業委員会活動が強化されます。また、農業委員と推進委員が目的を共有し、情報を密に交換することによって、農地等の利用の最適化が推進され、農業経営の効率化がさらに促進されていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 長寿支援課長。

〔長寿支援課長 原 康司君登壇〕

○長寿支援課長（原 康司君） 土居篤男議員さんからの特別養護老人ホームの待機者解消についての御質問にお答えいたします。

現在、市内の特別養護老人ホームは、陽だまりの里、土佐清風園、白銀荘の 3 事業所であり、定員は計 200 床であります。昨年の 10 月末の調査で、特別養護老人ホームへの南国市民の待機

者は174人であり、入所要件であります要介護3以上の方はうち157人でございます。この中には、老人保健施設に入所されている方や医療入院されている方も含まれており、現在、在宅で待機されている要介護3以上の方は24人でございます。特別養護老人ホームにつきましては、昨年、白銀荘が20床増床いたしました。また、新規の特別養護老人ホーム60床が間もなく着工いたします。数的には待機者全員の受け入れを可能にするものではございませんが、24人いらっしゃいます要介護3以上の在宅での待機者数には対応できるのではないかと考えております。今後、高齢化の進行とともに、独居、高齢者世帯はこれからも増加してまいりますので、そのことに対応するための介護サービスは必要であります。特別養護老人ホームなど介護サービス事業所の整備につきましては、国の高齢者施策など、高齢者を取り巻く状況を見ながら計画してまいりたいと思っております。

また、本市の第6期介護保険事業計画期間では、団塊の世代が後期高齢者になる2025年を目指し、高齢者が介護の必要な状態になっても、在宅医療と介護の連携を進めること、認知症施策を進めること、生活支援体制づくりを進めることにより、自宅におりながら医療、介護、予防、生活支援サービスを一体的に提供できるような体制づくりを進めていくとともに、計画期間内に在宅での多様な介護サービスが提供できるように、小規模多機能型居宅介護サービスと定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを整備する計画になっております。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 企画課長。

〔参事兼企画課長 西山明彦君登壇〕

○参事兼企画課長（西山明彦君） 土居篤男議員さんの御質問にお答えします。

まず、交通のバス路線の御質問についてお答えをいたします。

現在の十市～後免線を医療センター経由でと、緑ヶ丘に乗り入れるようという御要望でございますけれども。当時の十市～後免線につきましては、土佐電ドリームサービスが運行しております。相談もいたしましたけれども、その後、一昨年の秋から御承知のとおり、土佐電鉄、高知県交通の経営状況についての分析をし、県として両社とも自立は困難であるとして、行政が10億円を出資して、新会社とさでん交通に統合された、このときに土佐電鉄、高知県交通、土佐電ドリームサービスの3社が統合されております。新会社は3年目に黒字化させることを目指して、現在路線バスの再編が検討されております。大きな路線の変更につきましては、来年の平成28年10月に予定されております。現在、協議されているバス路線再編につきましては、赤字路線の解消と路線の明確化、ハブ・アンド・スポーク、すなわち一定の結節点に枝線を集

約させるなど、効率的、効果的な路線への見直しを進めるという方針で検討されております。公共交通は、住民の移動手段を確保する、利用者の利便性を向上させるという大きな問題といえますか、取り組みでございますけれども、私が試算したところによりますと、今回御指摘いただいた緑ヶ丘への乗り入れを行いますと、平均乗車数として3.6人ぐらいが乗らないと赤字は免れないという状況でございます。今回、経営再建を目指しておりますとさでん交通に、さらに赤字がふえると予想される路線の見直しはなかなか困難であるとは思われます。赤字はまた沿線自治体で距離案分するということになりますので、本市より運行距離が長い高知市の理解も得る必要がございます。そういうこともございますけれども、なお、再度とさでん交通に対しまして相談してみて、路線変更が可能かどうかを検討したいというふうに思います。

以上でございます。

失礼しました。続いて、地方創生の御質問でございますが、土居議員さんからは、経済的な効果を具体的に示してほしいという御質問だったというふうに思いますけれども。この今取り組んでおります地方創生の総合戦略につきましては、重要業績評価指標、K P I といいますが、これを必ず示さなければならないということになっております。現在、そのK P I について検討しておりますけれども、経済効果も含めて検討中でございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 危機管理課長。

〔危機管理課長 中島 章君登壇〕

○危機管理課長（中島 章君） 土居篤男議員さんの避難方法などの啓発についての御質問にお答えいたします。

地震の発生時の避難の方法につきましては、原則、徒歩で避難を推進しております。今回作成しました津波ハザードマップには、車の運転中の避難方法の詳細は載せておりませんが、車の運転中でありましたら、地震の揺れを感じたらゆっくりと減速し、左側の路肩に停車し、エンジンを停止する。ハザードランプを点灯し、周囲の車に注意を促す。停車位置については、トンネルの出入り口付近や長い斜面の下では崩落の危険性があるので、できるだけその場所を避けて停車する。ドアはロックせず、エンジンキーはつけたままにし、ほかの通行車両に注意して車から離れる、という行動をとっていただくようお願いいたします。避難のポイントなどの地震への備えについては、自主防災組織の訓練時や研修会などで啓発するとともに、市広報やホームページなどにも掲載していくなど啓発してまいります。そのほか、津波浸水想定区

域の明示や避難誘導看板などの設置により、地震対策、津波対策の啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 情報政策課長。

〔情報政策課長 崎山雅子君登壇〕

○情報政策課長（崎山雅子君） 土居議員さんの行政情報管理に関する御質問にお答えいたします。

6月1日に公表された日本年金機構からの情報漏えいは、125万件に及び、2次被害も起きるなど、市民の皆様も不安に思われていることと思います。南国市においては、市民の皆様大切な情報をお預かりしているわけでございますので、悪意のある攻撃により情報が漏れることを防ぐため、さまざまな対策を行っておりますが、年金機構の情報漏えいの問題点として挙げられておりますのは、ウイルス感染とインターネットにつながった環境での情報の取り扱い、またその後の危機管理対応でございますので、この点に絞って答弁させていただきます。

まず、今回の情報漏えいの原因は、日本年金機構に対し、業務に関係していると見せかけたメールを送ってウイルスを仕掛ける標的型攻撃と言われるもので、業務に関連する件名を含む複数種類のメールが日本年金機構の職員に届き、最終的に複数の職員が開封、感染しています。メールには、厚生年金基金制度の見直しについて（試案）や医療費通知といった件名がつけられ、不審なメールと判断できなかったということです。加えて、日本年金機構では、通常職員がインターネットにつながったパソコンで業務をしており、内部で定められた情報の取り扱いに関する規定を遵守していなかったことが原因として上げられています。南国市では、市民の皆様からお預かりしている情報は、インターネットから切り離された環境で管理をしており、またその情報を取り扱うパソコンも、インターネットとは直接つながっておりません。そのため、今回年金機構で問題となった標的型攻撃を受けても、悪意のあるページに接続することはできませんし、また万が一添付ファイルを開いてウイルスに感染しても、明らかにパソコンの動きがおかしくなるため、手順どおりに職員が対応すれば、簡単には情報が盗まれないような仕組みにしておりますが、標的型メールを完全に防ぐことは不可能であるため、職員全員が常に、もしかしたらという危機意識を持つことが重要となります。平成25年に内閣サイバーセキュリティセンターが行った標的型メール攻撃訓練では、18府省庁の対象者約18万人のうち、1割がメールを開いたことが報告されています。組織の中で10人のうち1人は必ず開くということです。日ごろからインターネット用のパソコンで個人情報を取り扱わないこと、またウイルス感染が疑われるときには、パソコンをすぐにネットワークから切り離して、所属長と情報

政策課に報告すること、報告を受けた情報政策課は、所属長と連絡をとり合いながら詳細を確認し、情報漏えいが疑われる場合は、直ちに副市長に報告、状況に応じてマスコミ発表などの対応を検討する、といった手順を決めて運用に当たっておりますが、今後も市民の皆様の大切な情報をお預かりしているということを職員一人一人が念頭に置き業務を行うよう、研修等を通じて徹底し、情報の適切な取り扱いに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 環境課長。

〔環境課長 島崎 哲君登壇〕

○環境課長（島崎 哲君） 土居篤男議員さんからの石土池の水質浄化についてお答えいたします。

石土池の水質浄化につきましては、平成24年度より県中央東土木事務所と協働しまして、水質及び汚泥浄化剤の散布を行ってまいりました。また市は、市内の河川等の水質測定を行っておりまして、石土池につきましても、水門付近で採水を行っております。測定結果につきましては、毎年南国市の環境に掲載しております。これによりますと、BOD、総窒素及び総リンの値から、現在特に水質が悪いわけではないこと、また長期的に見ますと、徐々にではあります、よくなってきていると言えらると思っております。このことは、地域での浄化槽の普及によるところが大きいものと考えております。石土池は、県の管轄でありまして、県はホテイアオイの収斂なども行っております。市としましても、環境美化の一環として、石土池の水質あるいは自然環境の保持のため、今後とも協力していきたいと考えております。

なお、御質問の水質浄化薬剤の散布につきましては、現在中央東土木事務所と協議中であり

ます。

以上です。

○議長（前田学浩君） 土居議員の持ち時間は1時31分までです。18番土居篤男君。

○18番（土居篤男君） 最初に市長の政治姿勢で、集団的自衛権の問題では、国連では自衛権と集団的自衛権は認められているというふうに言われましたが、それはそれで確かにそうだと思いますが、しかし日米安保条約のもとで、アメリカが今まで事を起こしてきた、戦争を始めたそのことに対しては、不当な戦争であったということもはっきりした戦争も幾つかあります。そういうときに、日米安保条約があるから、集団的自衛権があるから、イラクへ米軍が攻撃に行き、攻撃されたから俺を守ってくれと、こういうのは集団的自衛権とは言ってはいけないというふうに思います。そうすることによって、勝手にアメリカが起こして、アメリカ軍

が攻撃されたとき、日本軍は助けてくれやとあるいは兵たんを受け持ってくれやと、こういう話はどうですかというふうに聞いているわけです。集団的自衛権が国連でこういうふうに認められているから正当なんだよという、その部分は正当かもしれませんが、米軍が起こした戦争、幾つもの不当な戦争があります。それに集団的自衛権を発動させて、兵たんをやると、これはだめじゃないかというふうに私は主張しているわけです。いろいろ市長とやり合いしましてもすれ違いが多くなりますので、私の言いたいのはそういうことです。

それから、2点目に、奨学金の答弁では、12月議会で答弁をしたことと変わりませんがというて議場から出がけに言いますと、私の答弁はあれが限界ですということなんですが、市長に聞いておりますので、市長と協議をされたのかどうか、一度だけ再度御答弁をお願いしたいと思います。

それから、伊方原発の問題では、将来的には廃止の方向だということ、意見書も上がっているということなんですが。これはどこで手に入れた資料かちょっとわかりませんが、日本の人口増加の20世紀と減少の21世紀というデータがあります。これで見ますと、ピークが2004年の1億2,779万人、これから約104年ほど前に、明治33年には、1900年、4,496万人です。それから大正、昭和を経て、現在に至って1億2,779万人に到達して、今徐々に減りつつあります。それがあと2105年までにどれくらい減るかといいますと、4,459万人になります。3分の1になります。十市でいうたら3軒に2軒がなくなって、3軒に1軒の集落になってしまうと、これほどの人口減があるわけです。そういう中で、原発を運転するということは、原発の核廃棄物、一遍燃やした後、これはプルトニウムをつくれればまた水爆の原料になったりしますが、そうじゃなくて、ガラス固化体入れて、地下に保管をしましても10万年保管をすると、しなければならぬと、そういうふうなことになっていると思います。たかだか100年後に日本の人口が3分の1になる、四千数百万人に減ると、こういう状態で核廃棄物をたったの100年でれば減りますから、あとまたふえてくれたらええですがね、四、五千万人でその核廃棄物を管理していかないかんわけです、1万年も5万年も10万年も。そういう無責任なことはしてはいけませんろうというのが私の主張でございます。これは、統計局のホームページで、財界の観測だそうです。日本の人口はこう減りますが、世界の人口がどれだけ減るか、私はまだデータを持っておりませんが、とにかく日本がこれだけの人口減になっていくということは、核廃棄物に限らず、高速道路をいっぱいつくりますが、30年、50年後には高速道路を誰が維持するか、誰が走るかという問題も発生すると思います。ですから、今は行け行けどんどんで原子力行政にして高速道路をどんどんつくるにしろ、一定そういうことを見据えながらやっていかないといか

んのではないかと。そういう意味で、伊方原発については質問をいたしました。

それから、特養の待機者では、いろいろな制度を組み合わせで待機者を減らしていく、在宅介護を充実していくということなんですが、一方で今新しい問題としては、医療費を抑制するために病床を減らすということが厚生労働省から発表されてきて、高知県では、長期療養型で6割、一般病床で3割やったかな、とにかく膨大な量のベッドを削減する計画が押しつけられるといいますか立てなければならぬ、そういう状況になってくるわけですので、さらに特養の制度をそれを見据えながら充実しなければならないと。えらい老後のことを心配するねえ、やっぱり目前だと感じておりますので、やっぱりこれはしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

それから、地方創生については、経済効果も含めて試算というか計画を立てるということで、絵に描いた餅にならないように、しっかりと計算をしてお示しをいただきたいと思っております。

あと2問目の答弁は必要ないかもしれませんが、新たな厚生労働省のベッド減らしに対してどのように長寿支援課が高齢者対策をどのように反映させていくか、いま一度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（前田学浩君） 答弁を求めます。長寿支援課長。

○長寿支援課長（原 康司君） 先日発表のありました療養病棟の減についてでございますけれども、療養病棟が多い高知県にとりましては、非常に厳しい状況ではないかというふうに考えております。これから私どもが高齢者施策を進めていく上では、非常に重要なことであると思っておりますので、今後の関係機関の動向や発表には十分に注意してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（前田学浩君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（谷合成章君） 奨学金のことでございます。本市の無利子の奨学金につきましても、先進的な取り組みと思っておりますが、年額300万円という予算で行っております。香美市が500万円とのことで、その協議につきましては、香美市の条件にしますと、例えば月額高校1万円、これが南国市でどのくらいの数が要るとか、そういったことも協議しながら検討を重ねたいと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 6番土居恒夫君。

〔6番 土居恒夫君登壇〕

○6番（土居恒夫君） それでは、通告に従いまして1番目は災害対策について、2番目は糖尿病重症化予防について、そして3番目として学習環境改善についての3問を順次質問させていただきます。

災害対策についての最初は、直轄高知海岸堤防耐震液状化対策工事の南国工区の工事についてです。

事業の概要は、南海トラフを震源とする地震は、今後30年以内に70%の確率で発生が予想されており、堤防の地盤の液状化による堤防沈下や津波による浸水被害が想定されています。そのため平成27年度は、地震による堤防の被災を防止し、津波襲来時における所要の機能を維持するための耐震と液状化工事を南国工区で実施し、高知海岸での地震対策、津波対策の推進となっています。この工事は、十市の堤防を27年10月から工事に着手し、28年度末に完成させるという大変スピード感を持った事業です。この事業採択に至っては、市長を初め、関係各位の御尽力に感謝申し上げます。既に丸山地区では、昨年台風11号の高波により被災した堤防の工事が始まっています。しかし、阿戸から東坪池までにかけての大部分の工事は、これから本格的に始まります。それに伴い、地元及び地区説明会も開催されていますが、そこで質問します。

地元地区説明会では、さまざまな御意見、御要望が出されたと思いますが、その回答はどのような手順でなされるのでしょうか。

また、工事に伴い、大型車両用の道路が必要となりますが、特に十市の海岸堤防まで大型車両の通行できる南北の道路はありません。少なくとも工事用の南北の工事用の道路は2本必要とお聞きしていますが、その進捗状況についてもお聞きします。

続きまして、仮設住宅、瓦れき集積地、避難所についてお聞きいたします。

この質問には、1日目の村田敦子議員にも説明されたと思いますが、重複すると思いますが、よろしくお願ひします。

今月の初めに、高知県、高知市合同で開かれた南海トラフ地震対策推進会議では、避難所の不足は高知市で9万7,000人分、L2における県の被害想定では、高知市の避難者数は最大で24万8,000人、このうち15万8,000人が避難所生活を余儀なくされ、仮設住宅は3万6,400戸必要となっています。L1クラスでも8,500戸程度必要ですが、公有地を最大限利用した場合でも、建てられる仮設住宅は2,000戸にとどまっているということです。不足の仮設住宅について、高知市の方針としては、民有地の活用を検討していて、応急時に民間の賃貸住宅の空き部

屋を借り上げられるよう不動産業者の団体と協議を進めているようです。

では、本市の避難所や仮設住宅の計画がどのようになされているかを南国市防災会議が策定した南国市地域防災計画で見えますと、避難所などの選定の項目で、長期的避難所は、市の公民館、保育所、学校などの公共施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震に対する耐震性能を有する建築物を避難所として指定する。指定に当たっては、避難所1人当たりの面積2平米を基準として、必要数の確保を図るとあります。また、応急仮設住宅供給体制の整備の項目では、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害の危険性を十分に配慮しつつ、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を図る。また、公有地だけでは建設用地が不足する場合を想定し、民有地についてもできる限り事前の把握に努めるとともに、南国市災害応急対策協力用地登録制度等の利用を図り用地の確保を努めるとあります。

そこで、質問します。被災を想定した事前の準備は必要不可欠です。さきに述べました高知市のL2のクラスの場合での避難所生活を余儀なくされる人数は15万8,000人、仮設住宅は3万6,000戸が必要とのことです。本市においてL1あるいはL2クラスで被災される人数は何人か、またその場合の仮設住宅は何戸必要なのか、また避難所の1人当たりのスペースが2平米程度とされていますが、学校の体育館等で収容できますでしょうか、お聞きいたします。

そして、仮設住宅の建設に当たっては、公有地はもちろんのこと、民有地の事前把握、そして南国市災害対策協力用地登録制度等の利用とありますが、現況についてお聞きいたします。

また、瓦れきの集積地においても同様に、事前の準備としての計画は必要ですので、あわせてお聞きいたします。

災害対策の3番目としまして、災害時に初期対応にドローンの導入を提案したいと思います。最近、ドローンはすっかり悪いイメージを持たれ、本来の機能性のよさは影を潜めてしまっています。そこで、ドローンについて調べてみますと、ドローンは小さなヘリコプターのような形で、パイロットを介さず無人で空中を自立飛行することが可能な小型無人機ということで、空の産業革命と呼ばれて、世界的に市場を拡大して、5月に行われた幕張メッセで第1回世界ドローン展が開催され、大変にぎわったようです。ドローンの存在が大きく注目されるようになったのは、アマゾンの取り組みです。アマゾンでは、2013年に顧客が商品を注文してから30分以内に商品を届けるためのシステムの開発を発表したからです。

さて、話を本題に戻します。そこで、奈良県警では、南海トラフを震源とする大地震が発生し、倒壊建物が多数発生したとの想定でドローンの活用を実施。訓練会場は奈良市の団地で、

カメラを搭載したドローンで倒壊建物内部の状況を確認し、機動隊が要救助者の救出活動を実施。撮影された映像は、県警本部に設置された災害本部にも送信し、災害状況を集約したそうです。県警の担当者は、人が入れないところまで捜索でき、被災後の早期に活用し、救助能力の向上に努めたいと話しています。

以上のように、ドローンの利点は、災害発災時の被災状況の把握だけではなく、公共施設の老朽化の確認などに活用、カメラを装着することで、災害現場や高架橋の先端など、人が容易に近づけない危険な場所の様子もライブ映像で確認できるという利点があります。また、アマゾンのように、救援物資を運んだりすることもできます。ただ、重要施設の飛行や人混みでの墜落などの問題もあって、国も安全基準を設けたりしています。

そこで、災害時に活用できるドローンの導入の提案をしたいと思いますが、お考えをお聞きます。なお、この運用につきましては、他県のようにNPO法人や民間の協力も欠かせないものと思います。

次に、糖尿病重症化予防について伺います。

厚生労働省は、医療介護費を抑える施策の目玉に糖尿病重症化予防について糖尿病で腎臓の機能が低下した人に生活習慣の指導を重点的に行う取り組みを進めています。1人年間500万円程度係る人工透析の患者を減らし、医療費の伸びを抑制するのが狙いです。国民健康栄養調査2013年版によりますと、糖尿病が強く疑われる人は約950万人、そして糖尿病の可能性を否定できない人、いわゆる予備群が1,100万人、合わせて2,050万人、つまり6人に1人が糖尿病とのかかわりがあります。では、高知県の人口10万人に対しての糖尿病の死亡率はどうなっているかを見ますと、ワースト6位と大変不名誉な数となっています。ちなみに、1位は徳島県、2位は香川県となっていて、ベスト1位の神奈川県との差は大きな開きがあります。神奈川県は、糖尿病重症化予防に早く取り組み、糖尿病連携手帳の普及や地域連携の拡充を図り、予備群と指摘された人に早い時期での食生活指導を行い、高い成果を上げたと思われます。糖尿病の怖さは、重症化するまではほとんど自覚症状がなく、気づいたときには合併症が進行している点にあります。糖尿病は血糖値を下げるホルモン、インシュリンの分泌や働きに支障が出て糖尿病が進むと失明のおそれがある網膜症、人工透析を余儀なくされることもある腎症、手足のしびれなどがあらわれる神経障害の合併症が起き、最近ではがんや認知症も起きやすいと指摘されています。

そこで、医療費抑制のため、厚生労働省が参考にしたのが広島県呉市の取り組みです。呉市では、全国に先駆けて10年度からITを活用してPDCAサイクルに沿って保健事業を効率化、

効果的にし、健康度や健康意識の向上を高め、医療費の適正化を図る事業展開をしているデータホライゾン社と保健事業は病気にさせない、重症化させないという予防が主眼であるということでデータヘルスに取り組みました。取り組み内容は、診療報酬明細書、いわゆるレセプトを分析し、1、患者にジェネリック医薬品への切りかえを勧める手紙を送ったり、2、無駄な通院を市が判断し、診療内容を検討し、受診回数を減らそうと判断する患者のお宅に訪問し説明し、指導する。3、糖尿病悪化のハイリスク患者をレセプトから洗い出し、ヘルシーな料理教室など徹底した生活指導を行って医療費の増大を予防。以上のような取り組みにより、3,000万円の投資額で2億円以上の医療費削減をしたそうです。

では、質問です。南国市では、糖尿病及びその予備群と言われている患者さんの数、そして重症化の予防策についてお聞きします。糖尿病など生活習慣病予防のための健康診断の受診率は低迷しています。受診率を上げ、早期発見や治療につなげなければなりません。あわせて本市の受診率もお聞かせください。

それでは、最後です。学習環境の改善についてお聞きします。

学習環境の一つとして、ミストシャワー設置を提案したいと思います。今さら言うまでもなく、地球温暖化により気温の上昇はとどまることを知りません。ミストシャワーは、連日の猛暑から起こる熱中症から児童たちを守るとともに、快適な学習環境の維持を目的に、自然を利用した環境を守る優しい取り組みです。肌に細かい水滴を浴びることにより、涼しく感じるほか、蒸発時に気化熱を利用して周囲の気温を下げることで、つまり昔の風景でよく見かける打ち水と同じ原理で、打ち水はまいた水が気化するときに地熱を奪って冷やしてくれます。ミストシャワーは、打ち水と同じで、散水された水の粒子が蒸発するときに気化熱を奪ってくれるので、周辺の気温が室外で2度から3度下がります。体の体温を下げることは、ダイレクトに熱中症対策につながります。しかも、マイナスイオンを発生させるので、心身のリフレッシュや疲労回復にもつながります。このようなことから、小中学校へぜひミストシャワーの設置を提案をいたします。

最後に、学校トイレの洋式化についてお聞きします。

このことは、以前の一般質問でもお聞きしましたが、再度質問いたします。

小学生の女の子の母親に聞いた話ですが、うちの子は学校のトイレで用が足せず、下校まで我慢して家に急いで帰って用を済ませたそうです。こんな話を時々聞きます。家庭のトイレは100%洋式化が進んでいます。民間研究所の調査で、洋式トイレより和式トイレのほうが圧倒的に不衛生という調査結果もあります。特に、和式トイレの便器の周りは、極めて不衛生です。

子供たちが健康的に喜んでトイレを使えるように、洋式トイレは必須です。千葉県松戸市では、学校トイレの洋式化率を4年間で43%まで推進した。そのことにより、水道料金が年間2,240万円削減したそうです。また、学校は災害時避難所になっていて、和式だらけでは高齢者、障害者につらい思いをさせてしまいます。このようなことから、学校トイレの洋式化は必要と思いますが、本市小中学校の普及率と今後の計画等をお聞かせください。

以上で1問目を終わります。

○議長（前田学浩君） 答弁を求めます。建設課長。

〔建設課長 松下和仁君登壇〕

○建設課長（松下和仁君） 土居議員さんの南国工区堤防工事における地区説明会で出された意見や要望についてどのように回答するのか、また工事用道路の進捗状況についてお答えいたします。

国土交通省高知河川事務所においては、平成27年、28年の2カ年において、南国市と高知市との行政境から東へ東沢放水路までの約3.5キロ区間、高知海岸南国工区事業費約67億円が予算化されました。海岸堤防の液状化、津波対策を進めているところでございます。4月には市長さんを初め、土居篤男議員さん、土居恒夫議員さんの出席のもとに、南国市建設課における事前説明会が十市8地区の地元役員の方々にお集まりいただき開催いたしました。その際、さまざまな質問や意見が出されています。工事用道路の問題、石土池より送水されているかんがい用の埋設管の問題、また海岸堤防近くまで建てられている園芸用ビニールハウスの補償の問題、養殖ウナギへの影響が懸念される問題などさまざまな意見が出されました。5月には事業主体である国における説明会が十市8地区の地区ごとに行われ、南国市建設課もそれに出席いたしました。その際にも、陸閘扉の閉鎖の問題、海岸への人の出入りの問題、堤防を越え海岸へ排水されている埋設管の問題など、さまざまな意見が出されました。こうした地元から出されたさまざまな意見や要望について、近々国が地元に対して回答の説明会を開催すると伺っております。

次に、工事用道路についての御質問であります。国において南北の道路を数カ所新設し、海岸堤防へとアクセスする方法を検討しておりましたが、現段階では、厳しい状況であると伺っております。現時点での工事用道路の計画案は、高知市との行政境から進入し、昨年の台風災害で被災した堤防区間の海岸堤防北側に工事用道路を設け、それより東については、後川第1放水路までの間、海岸堤防より海側に工事用道路を設ける計画でございます。一方通行的な工事用車両の流れとなり、作業効率が悪いので、工事のおくれが懸念されております。今後

において早期に新たな工事用道路のルートも確保するよう、地元へ出向き、地元の協力もいただきながら、継続して国とともに検討してまいります。説明会で出されたさまざまな要望や意見に対しましても、南国市として最大限かかわり、地元と連携しながら、国とも連絡を密に行い、海岸堤防の早期完成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 危機管理課長。

〔危機管理課長 中島 章君登壇〕

○危機管理課長（中島 章君） 土居恒夫議員さんの災害対策についての御質問にお答えいたします。

まず、避難者数につきましては、平成25年5月15日の県の発表した最大クラスの地震L2の場合による被害想定では1万6,000人と想定されています。津波浸水区域外の指定避難所42カ所の収容可能人数は1万931人です。公立の小中学校の普通教室を開放することにより、1万5,835人分となり、そのほか県立高校などがありますので、数字上は充足しております。しかしながら、普通教室の開放は、学校の早期再開に支障を来しますので、少しでも早く仮設住宅の建設に取り組む必要があります。また、応急仮設住宅の必要戸数は、村田議員さんの御質問にお答えしましたとおり、県の被害想定によりますと5,446棟と想定されております。建設予定地のめどであります。現在のところ、災害対策協力用地登録制度に登録いただいた方はおりません。建設予定地としまして、公園、学校等のグラウンドなどの公有地と考えておりますが、面積的にも不足しており、建設予定地につきましては、検討すべき大きな課題であると考えております。L2の地震の場合には、避難者数は1,800人、応急仮設住宅必要戸数は1,008戸と想定されております。

次に、災害廃棄物の集積地などの廃棄物の処理の計画でございますが、L2の地震の場合には、災害廃棄物の発生量の想定は、災害廃棄物80万トン、津波堆積物60万トンから100万トンと試算されております。災害ごみ、瓦れきなどの仮置き場や処理方法につきましては、高知県災害廃棄物処理計画に基づき、東日本大震災の実例等を参考にしまして、現在南国市災害廃棄物処理計画の策定に取り組んでいるところでございます。

次に、ドローンの導入の御提案につきまして、災害時での活用は、人の行けないところ、危険なところになりますが、その情報収集などには大変役に立つものだと思います。実際に昨年に発災しました広島市の土砂災害の現場では、土砂の崩れた溪流の測量に使用され、溪流を立体化し、土砂の流出量などを計算したということも聞いております。奈良県警でドロー

ンを活用した訓練を実施したとのことですので、大変利用範囲は広いと思います。カメラの搭載による映像での情報収集だけでなく、孤立地区との情報のやりとりや物資などの配布など、活用範囲は広いと思います。

南国市での導入でございますが、ドローン自体の活用は、大変有効であると思いますが、市が直接導入し、南海トラフ地震の発災時に活用するということは、今のところ考えておりません。ドローンの操縦に少なくとも職員1人の配置が必要であり、発災時には職員の絶対数の不足が見込まれますので、直接の導入は無理ではないかと思えます。議員さんのおっしゃるとおり、警察やまた民間機関に協力していただくことを検討することはいいのではないかと思います。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 市民課長。

〔市民課長 島本佳枝君登壇〕

○市民課長（島本佳枝君） 土居恒夫議員さんの糖尿病重症化予防についての御質問にお答えいたします。

特定健診は、メタボリックシンドロームを初め、生活習慣病の早期発見を目的として行っており、メタボのリスクが高い方は、特定保健指導の対象となります。特定保健指導では、保健師や栄養士がサポートし、目標と計画を立てて生活習慣の改善を実践していただくこととなります。平成26年度の国保の特定健診受診率は、確定前の数字となりますが32.8%、前年度より2.2ポイント増となっており、特定健診受診者3,054人のうち、462の方が特定保健指導の対象となっております。市で行っている特定健診後の生活習慣病の予防といたしましては、健診結果を用いて数値の説明や健康に関する相談などに保健師が応じる健診結果説明会を地区で開催しております。そのほか重症化の予防といたしまして、血圧、血糖、腎機能などの数値が悪化している方に対して、脳卒中や心臓病、腎不全などの予防のために、保健福祉センターの保健師が電話や訪問を行っており、平成26年度は全体で230人に対して保健指導を実施しております。国保の3月レセプトから調べた糖尿病の人数は1,534人となっておりますが、糖尿病が重症化し、人工透析への移行などを防ぐためにも、予防につながる特定健診を今後も推進していく必要があると考えております。また、国保の財政運営上、医療費の適正化が大きな課題となりますが、土居議員さんの言われる広島県呉市のデータヘルスの取り組みは、糖尿病の重症化予防や医療費の削減に効果を上げていることから、先進事例として取り上げられております。本市でも医療費適正化の対策として、ジェネリック医薬品の差額通知、また重複多受診者への

訪問指導を行っておりますが、重症化予防につきましては、現在の健診データを使用した受診者への対応に加えて、レセプトデータを活用した分析を行い、糖尿病重症化など効果的な予防や健康づくりに取り組む必要があると考えております。そのため本市におきましても、データヘルス計画を策定し、健康づくりの推進と医療費の適正化の両面から取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 教育次長兼学校教育課長。

〔教育次長兼学校教育課長 竹内信人君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人君） 土居恒夫議員さんからの御質問にお答えをいたします。

近年、学校教育活動において、熱中症により集団で病院に搬送される事案が全国各地で報道されており、その都度本市小中学校へも注意喚起を促すことがふえてきております。特に、2学期当初の運動会の練習に入る時期は、各校とも予防対策に神経をとがらせているのが現状でございます。

さて、土居議員さんからミストシャワーの御提案をいただきましたので、早速市内小学校2校に試験的に設置をいたしました。今週設置いたしましたので、まだ炎天下での使用はできてはおりませんが、今後運動会の練習等が始まりましたら、効果について調査をしていきます。効果が大きいようでしたら、今後各校への導入も検討してまいります。貴重な提案をいただきまして、ありがとうございました。

次に、トイレの洋式化についてお答えをいたします。

平成25年3月議会で、土居議員さんからトイレの洋式化についての御意見をいただきました。その後、全校に調査をかけまして、特に洋式トイレの割合が低かった岡豊小学校と長岡小学校に昨年度までに増設をいたしました。今年度は、非構造部材の耐震化工事を重点的に行っておりますので、来年度以降、予算の許す範囲内で順次増設を考えていきたいと考えております。現在、洋式トイレの普及率というのは約24%です。今後、特に避難場所になっている箇所や障害者用トイレが少ないところを中心に、また、今後、大規模改修や学校施設の長寿命化改良事業を行う場合に、洋式トイレの増設も行っていくことにより、子供たちの学習環境の整備、改善に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（前田学浩君） 6番土居恒夫君。

○6番（土居恒夫君） それぞれに御丁寧にありがとうございました。

早速教育次長兼学校教育課長におかれましては、ミストシャワー導入、ありがとうございました。

それはそれとしまして、順番に行きますと、まず十市工区のあの海岸の堤防工事の件ですが、先ほど言われましたけども、特に高知といいますか十市におきますと、日本一のシシトウの生産地、そしてその中でも四十五、六%ですか、十市の海岸地域が生産地でありますので、あの区域に流れてます、流れといいますか、埋設されていますハウスかんがい用水農用水路の配管が堤防の近くに通っておる、阿戸からたしか札幌のあたりだと思いますけども、そのあたりに注意を払っていただきたいと思います。

それで、その進入路の件ですが、大変スピード感を持ってやる工事に至りますと、今お聞きしますと、後川放水路から丸山から距離が大変長いですよね。地区の人にも聞いてみますと、一時会でも話でも出ましたけども、阿戸地区のいわゆる石土池の西のほう、南に上がって、あれを南に抜ける海岸まで行ける道路であるとか、それから東沢の放水路の横に道路が通ってて、人家も少ない。あそこへ入る道が進入路もできると思いますけども、その辺も含めて、ぜひまた地元の協議を重ねていただきまして、いい方向でやっていただいたらいいかなと思います。ちょっといろいろお聞きしますと、地元の人に聞きますと、どうも市は余り表へ出てきちゃあせん気がすると。どうも今度の落札業者あるいは国に全部お任せして、妙に市が前面に出てきてないようで不安だということも声も聞きますんで、ぜひとも市のほうもいわゆる材料といいますか、建設材料の置き場にしましても、やはりその土地の問題にしましても、市がかかわっていただかないと大変スピーディーにいかない問題もありますんで、地域住民とぜひ速やかに御協議いただきまして、前向きに御検討いただけたらと思います。その件であれします。それで、それにつきましては、この海岸の工事につきまして、市長にも思いがございましたら御答弁、お話しいただきたいと思います。

それから、2番目の糖尿病のことですが、やはり大変重症化しますと、先ほども言いましたように、目に見えない病気だということで進行をしますと一気に糖尿病になる。そして、なりますといわゆる人工透析にしまして、年間今言いましたように1人500万円、大変医療費がかさむこととなりますんで、ぜひともいろんな病気の疾患もありますけども、糖尿病についてはいろんな合併症も起こる病気なんで、ぜひとも医療費の抑制をしていただきたいと思います。

それから、いわゆる呉市が取り組んでおりますデータヘルス社とのこの取り組みにつきましたら、さっきの初期投資が3,000万円の投資額、いわゆるデータホライズン社に分析をしてお

願いで、これの結果、2億円以上の医療費の抑制になっているそうです。しかも、この取り組んだデータヘルス保健事業という名前で、これは地方創生地域情報化対象の分野で、ことしの1月に地域サービス創生部門賞というのを受賞してまして、いわゆる地方創生のこの分野でも総合戦略の医療費削減という分野でそういう地方創生の賞をもらってますんで。ですからこの健康をして医療費を抑えるというのも地方創生の一つじゃないかと、南国市はそういう観光とか産業もありますけども、こういう医療分野のいわゆる医療費の抑制とかいうのを一つの地方創生のちょっと変わった視点の切り口じゃないかなと思いますので、もしよろしければ研究いただいて、ぜひとも総合戦略の中にも取り入れていただきたいなと思います。

それから、順番が逆になりましたけれども、次にその前に被災の分ですが、やはり村田議員にもお答えなされたように、まず地元からいいますと、十市の小学校の体育館というのは約600平米で、一人頭2平米としますと、300人対応しかできないのですね。あの夏場とか去年の集中豪雨のときにも避難された方が4名ですか、いらっしゃいまして、大変暑い思いとか、不快適な状況で避難もされてましたけども、やはり体育館というのは、本来なら避難できるような施設ではないと思いますので、普通教室の開放もあわせてやることも大事ですけども、やはり災害時における避難所の確保、できる建設場所というのをぜひとも早急に瓦れきの処理とあわせまして、集積地の確保もあわせまして、ぜひともやっていただきたいと思います。これにつきましては、答弁要りません。

それから、いわゆるドローンですが、これ観音寺市のほうでもいわゆる特区ということで、あそこは島嶼部、島が多いんで、あそこに荷物を送ったり、そんなこともしてます。それから、たしか香川県でもあちこちで民間の協定を結びまして、民間との協力を求めて、ドローンはどこが購入したかわかりませんが、そのあたりちょっとわからないんですが、多分市が買って、いわゆる搜索するとき、操作とかいわゆる操縦するときは民間の方をお願いすると。災害時に1人ドローンの操縦に人的配置するというのは大変無駄なことですので、そのときには、発災時には民間との協力のもとに、民間の方にやっていただいていた方がいいんじゃないかと。それで、ドローンにつきましては、最近市街地の飛行禁止という国も規制に乗ってますけども、災害時等におけますと大丈夫だと思いますんで、ぜひともそんなに1機が高いもんではありませんし、やはりこれはほかの課でも、例えば観光でも生かせる。例えば、岡豊城を上から撮影して撮るとか、また違ったやはり目線から見るとそういう使い方もできますんで、いろんな面もできると思うんです。質問でも言いましたように、どっかの橋の橋梁のいわゆるときの工事のときに見るとか、高いときの使ってテレビカメラがついてますんで、パソコンで見えますんで、ぜ

ひとも何かそういうこともすぐには活用とは、購入できるとは思いませんけども、ぜひともそういうことで前向きにできたら要望として、終わります。

それから、先ほど一番最初にお礼も申し上げましたけども、このミストシャワーというのは、安価でできる割と気持ちのいい、また子供たちも逆に遊べるようなものだと思いますんで、それとこれも含めまして、例えば保育園、幼稚園でも何かこういうものも検討していただくと熱中症対策にいいんじゃないかと思えますんで、それはお願いいたします。

それから、先ほどトイレの件ですが、これ長岡と岡豊でやられている、それからいわゆる非構造部材等の改修工事がめじろ押しにあると思えますんで、すぐにはいかんと思えますけども、トイレはやはり一番重要なものでありますし、今の子供たちがなかなかぼっとなでは難しいこともあります。24%、ちょっと寂しい数字ですんで、今後これは目標数値は定めてはいらっしやらないでしょう、それも、もしありましたらお聞きいたします。

2問としまして、いわゆる海岸部の工事につきまして、市長にちょっとありましたら、それと学校教育課にお願いします。

○議長（前田学浩君） 答弁を求めます。市長。

○市長（橋詰壽人君） 直轄海岸につきましては、67億円という膨大な予算を1カ所につけてくれました。これはもう短期に済ますという国のかたい決意でもあるわけでございますので、やはりその工事の受益地ははっきり南国市でございますので、しかも住民の安全・安心ということでございますので。私が過日直接国交省にお礼にも行ってまいりましたし、絶対に少なくとも国土交通省の後を行くなんていうことじゃなくて、打ち合わせをして前をあげていくと、工事がやりやすいように前を前をあげていくという覚悟でこれはやってまいりますので。ですから私は、最初に地元の意見を聞くときも私みずから出ていったわけでございますので。絶対そのようなことのないように、前を前をあげていって、国土交通省あるいは業者の方が仕事がやりやすいようにやる、それぐらいの気持ちでこれに携わっていく。こういう覚悟でございますので、土居恒夫、篤男両議員におかれましても、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（前田学浩君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人君） 土居議員の第2問にお答えをいたしますが、現在、洋式トイレについては、和式を洋式にかえるというような方法で増設をしております。1問目でもお答えをいたしましたように、今後、幾つかの学校で大規模改修とか長寿命化改良事業が行われる予定になってますので、そのときはその学校の洋式トイレを一気にふやすことができますので、そういうことも今後考えながら進めていきたいと思えます。24%というのは、非常

にやはり言われるように低いと思いますので、今後増設をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田学浩君） 17番浜田勉君。

〔17番 浜田 勉君登壇〕

○17番（浜田 勉君） 日本共産党の浜田勉です。

一般質問も3日目となり、そしてラストとなりますと、やっぱり緊張も緩み、疲れが出てまいります。今が峠です。踏ん張っていただきたいと思います。

私が通告いたしましたのは、市長の政治姿勢として、いわゆる戦争法案、マイナンバー制について、あるいは費用対効果で見る圃場整備、そして非正規雇用の職員の改善の問題、そしてカラスの網の補助金、あるいは空き家制度について、あるいは農業者の位置づけについてであります。3月議会以降、世の中の移り変わり、特に世界の中でえっそんなことがあったのというふうなことを振り返りながら、意識の改善あるいは物の見方についての捉まえ方の一歩でも前へ見るようにしていきたいと思っております。

その中で、私がえっというふうに思ったのが、国として認められている同姓婚。我々は、もちろんこの中にいる方もほとんどそうだと思いますけれども、結婚するについては男は女を愛し、女は男を愛するというふうな、そういう人生論で歩んでまいりました。それが原理原則というふうに一歩も揺れることなく歩んでまいりましたが、最近の状況、とりわけアイルランドにおける状況、国民投票では、460万人の人口、その中での322万人の有権者、この人たちの投票率は60.62%、その中で同姓婚を認める、つまりこれは結婚について同姓で結婚してよろしいということを憲法へ書くことについてどうなのかという問いでありました。これをこのアイルランドの人たちは、62%の人がそのことについて賛成をあらわし、同姓婚の法制化を図る。これについて、アイルランドの首相は、きょうの投票は、我々が寛大で思いやりのある勇敢で喜びに満ちた人々であることを示したというふうに評価をしています。あるいは、その国の保健相、大臣でありますけれども、その方は同姓愛論者です。私にとっては、ただの国民投票ではなく、社会的な革命だというふうにまで述べています。一方、同姓婚の反対の立場のカトリック教会の大司教は、我々は現実と向き合わなければならないと認めています。言えば、それともう一つの動きとして、こんな表現があるのかと思ったのは、その同姓婚を反対する人たちの中に、子供には母親と父親が必要という団体がある。なかなかユニークといやあユニークでしょうけれども、こういうふうな動きがあったとしても、アイルランドではそういうことが進

んでいるということでもあります。また、ルクセンブルグもそうでした。そこでは、首相が同姓婚を行うというふうなことで、それについてのイギリスの首相もそれについての祝福を送っていると。私もこんな認識が余りなかったものですから、相当我々自身の感覚あるいは感度を高めないと、世の中あるいは世界観がずれてしまうんじゃないかと、そんなふうに思ったものでした。

また、お隣の韓国ではやっているという言葉は正しくありませんけれども、国民を死者に追いやろうとするようなMERSコロナウイルス、これについてもこれは大きな問題として我々がTPPについての反対を大きく叫んでおりました。TPPは、食の安全あるいはその国の主体性の問題でありますけれども、もう一方で、医療の問題、つまり自由診療あるいは医療特区というようなことで、韓国では公立病院は6%しかないというふうな状況です。そして、その6%の施設では、10%の病床しかない。つまり、隔離施設が事実上ないというふうな状況まで医療の民営化という形の中でこのMERSが広がっていったということが本当のようでありまして。やはり私は、TPPの問題についても、我々自身がやっぱりしっかりとそのもとを見詰めて対処していかなければならないということを実感をしたところです。特に、じゃあ95%の民営化施設とはどうかと見ると、隔離病棟はないとまで言っているわけでありますから、その一方で、韓国の医療界、中東の富裕層を目指して、韓国に呼んで医療でもうけるというのを6月にまだプランをやった、というふうなわけでありますから、本当にもうお恥ずかしい話であります。やはり、資本が医療の分野を占拠してはだめということを私は実感をいたしました。

次に、翁長沖縄県知事のアメリカ直訴行脚です。日本政府は、沖縄をアメリカの贈答品化のような認識としか考えられようのない乱暴な沖縄への態度がずっと続いてまいりました。歴代の自民政権が、その統治した姿であります。戦前は、本土のアメリカ侵攻の時間稼ぎの島として、戦後はアメリカの世界制覇のためのかなめ島、不沈空母として永久化が図られてきました。これに対して沖縄の人たちは、沖縄一つの声のもと、基地ノーの運動を高めてまいりました。だが、今また辺野古の新基地が進められています。政府が他国の軍事基地は要らないと言えば、それで片がつくものを、それをよう言わん政府にかわって訪米行脚されたことは、沖縄の歴史の中でも瀬長亀次郎があれが市長になったとき、アメリカが51%の金を持って自治を妨害した、そういうことに次ぐぐらい大きなニュースでありました。また、この翁長知事がワシントンでおりてタクシーに乗ると、タクシーの運ちゃんが、知ってるよ、基地のことでしょ、安倍さんと何だったっけ、ともかくちゃんばらやってるというふうなことをアメリカのタクシ

一の運ちゃんも述べてくれた。その後、この直訴の翁長知事なんかは、国防省あるいは国務省の高官と意見の違い、特に沖縄はこの基地を受け入れることはできないということを明確に示し、そして90人くらいの人たちと会談をして、沖縄の実態を話し、そして8割、9割の方がその実態についてはよく理解ができるというふうなことを述べて、大きな基地撤去の運動が高まったということが報道されています。私は、この政府にかわってみずからの権利はみずから守る、このことに共感を覚えるものでありました。

次に、きのう成立をしたいわゆる18歳の選挙権、まさに夢にまでしたこの出来事であります。私も今まで議会で2度取り上げてまいりました。国連人権規約に基づいての意見書には、知らなかったき反対をした、済まなかったという方もおりました。18歳選挙権問題については、そのような変化から、共通の認識へと発展をしました。私たち日本共産党は、18歳選挙権、これは戦前から求めていた男女同権、民主主義の旗印の一つとして頑張ってまいりました。戦前ではこの18歳選挙権、男女同権の運動は、絶対主義的な天皇制のもとで庇護された封建的地主制度と命を賭しての戦いでもありました。戦後となって初めて、20歳で男女同権のあかしとして選挙権ができました。だが、私たちが進めてきた18歳選挙権は、まさにあれから50年の感がいたします。18歳は世界の常識、未来は青年のものです。だが、投票率が悪いということで、その選挙権についての評価は、一笑されたりしています。だが、それは期待の反映であります。私は、この若い人たちの投票率の低さという問題を傍観するのではなく、やはりこの人たちが選挙に臨むというのは、一つの喜び、希望がなければなりません。特に、今の選挙制度、規制だけで、まあ言えばおもしろくも何にもありません。あるのは金権スタイル、私は、この選挙法、買収以外は何でもあり、投票日当日も選挙活動はフリーにする、さらには比例代表制として死に票をつくらない、そういうような選挙制度まであるならば、若い人たちの希望とそして夢、これの現実的な対応になってくるのではないかというふうに思ったのが、今回のこの3月議会からきょうまでの間の思いであります。

では、通告に従って触れてまいります。

戦争法案についてであります。

この皆さんの中で、私が1人赤トンボあるいはグラマンをかいま見た一人として、これについて触れないわけにはまいりません。この戦争法案については、3名の方が今まで市長と大きく論議をされてまいりました。私は、その点については若干的を外すわけではありませんけれども、外周から見詰めてみました。つまり、そういう論争がどういう内容として必要であったのか、そういう立場からであります。この戦争法案の出生地、これはどこです、アメリカの国

会じゃありませんか。アメリカでアメリカに忠節のあかしとして公約として安倍総理がやってきた土産、つまり生まれが日本では国籍の問題については生まれたら日本国籍、外国で生まれたら外国籍、つまりアメリカで生まれた、そこにこの戦争法案の持つ弱点あるいは日本人向けでないところがあるのではないかというふうに言わざるを得ません。昔、殿御乱心という方がいました。国会で三度米の自由化ノ一を決議した。まさに国是とも言うべきものをアメリカに迎合し、簡単に米の自由化を受け入れてしまった、そういう宰相がいました。彼は、国際関係の談話や発表等は、日本人が寝入っているとき、夜にアメリカ大統領に聞えるようにとまで言われたくらいのいわゆる外国向けは談話発表したという、言えば迎合のプロでありました。このアメリカでの公約は、国会での絶対的な多数をいいことに、戦後70年レジーム打破の大風呂敷を掲げながら、戦争法、いわゆる集団的自衛権の合法化を図ろうとしたものであります。戦後レジーム打破というなら、その原点、ポツダム宣言こそ起点となつたではないかという我が党の志位委員長の指摘に対し、ポツダム宣言は、つまびらかに読んでいないというしかなかったと思います。ポツダム宣言の中には、日本の世界侵略の野望、その姿あるいは戦争犯罪人としての取り扱いまで出されていたのでありますから、まあ言えば読んでないというぐらいしかすべがなかったかもわかりません。だが、安倍総理は、宣言についての論評を、2005年7月の月刊誌「Voice」でポツダム宣言についてこう論じています。ポツダム宣言というのは、米国が原子爆弾を2発も落として、日本に大変な惨状を与えたと。どうだとばかりにたたきつけたものだと言っていました。これは、事実には誤認があります。宣言は、1945年7月26日、米英中、中というのは言えば蒋介石のほうでありますけれども、が3名がドイツのポツダムで宣言を発表した。そして、29日には鈴木貫太郎内閣はそれを拒絶するかのようになり、言えば戦争を邁進するのみ、というふうな談話を出しました。そして、8月6日、9日に原爆が投下されましたというふうな事実から見て、安倍さんの日にちの誤認というのは明らかで、これを本に発表しておったわけでありまして。ポツダム宣言に対する対応は、今述べたように、日本の言えば軍事内閣、鈴木貫太郎さんというのはそうじゃなかったわけですが、軍事内閣の犯した、言えばこの段階で速やかに敗戦のあるいはこれは降伏勧告でありますから、これを受けておったとしたら、したらという表現はいただきませんが、広島、長崎はなかったのではないかというふうに思います。

そして、この戦争法案をめぐる国会審議のありさまであります。安倍さんのやじ発言、早く質問しろよ、これはまさに朕は国家なり、戦前の陸軍と同じ、傍若無人ぶりと言っても過言ではありません。独裁者、俺より偉い者はいない、このおごりであります。これは、軍部に

おける内容とぴったり一緒であります。帝国議会、昭和13年、時は戦時体制をめぐって国家総動員法の論議です。この国家総動員法というのは、国の全力を最も有効に発揮せしむるよう、人的及び物的資源を統制、運用するをいうというわけでありました。これについては、政友会、そして民政党ですね、の中にも国民に無条件に命や財産、身体を提供せよというのか、また国民の権利より義務を行政権に移譲せよということではないか、というふうに論陣を張る方もいました。だが、このいわゆる国家総動員法の提案者は陸軍であります。この陸軍の説明が余りにも長く、陸軍の戦略構想を述べるに至って、この政友会の代議士が抗議をすると、黙れというふうになつた。まさに恫喝であります。その後は戦時体制、戦争へ直行であったことは皆さんも御存じのとおりです。この黙れという発言、恫喝、これは議会無用論であります。また、安倍総理の早く質問しろよ、のやじは、品位に欠けるという問題だけではありません。いわゆる国会、立法府そのものに対する冒瀆であります。この軽視の姿のあらわれとした言葉が、早く質問しろよ、になったと思います。私は、国会の立法府としての責任あるいは權威にかけてこのことについては批判すべき内容を持っていると思います。この間、国会で論議をされてきた中で、戦争法案の矛盾あるいは提案者自身があべこべ討論をする、日がわり弁当のような答弁を行う、訂正をし、そして謝る、こんなことが日常茶飯事のようにやられたのが今回の戦争法案をめぐる論戦であったと思います。その中で、とりわけ憲法問題については、何名かの方が触れましたけれども、憲法審査会における3名の参考人の回答は、違憲の3名でございました。

そこで、私は、この日本国憲法を守る義務、これはもちろん憲法の問題、先ほど市長のほうからお答えがありました。そして、立憲主義の問題、立憲主義とはどういうことなのかというような問題、それと私は現在の憲法をいかに法案に適用させていけばいいのかという議論を踏まえて閣議決定を行ったという、この憲法に対する認識のおくれというんでしょうか、不見識というんでしょうか、これが訂正をしたのは間違いだったからではないか。これをどのように受けとめているのか、改めて市長のほうで御見解があればお聞きをしたいと思います。

次に、マイナンバー制についてであります。

マイナンバー制というのは、国が1億2,700万人の日本人を識別票であります。いわば個人番号をつけ、管理、統括するといったらいいでしょうか、国家が国民の私生活まで把握する、そういうふうな目的を持ってる以外考えようがありません。国の今やろうとしていることから判読すれば、まさにそのようにしか受けとめることができないと思います。

もう一方で、その国民の権利あるいは国民の姿を1枚のカードの中で表現をしている。そし

てそれが年金機構であったりあるいは商工会であったりあるいはアメリカ政府であったり、そして少しさかのぼれば、CIAのスノーデンの言えはそういうふうな秘密がだらだらだらだと暴露、流れている。つまり、流出をしている。これぐらい個人の権利があるいは無造作に葬りというんではなくて、どういうんですかね、やっぱり個人のそういうふうな部分が無造作にもうばらまかれているというふうなことで、人権侵害が起こってくるなどということが当然のように出てくると思います。このカードについては、社会保障制度の削減あるいは徴税の一つの資料というふうになってくると思いますけれども、また行政の効率化が図れるというふうなことを言っておりますが、私はそんなふうに思うわけにはいきません。あくまでも支配の論理、上からの目線は過ちをつくるものです。

一方、警察や税務署は、この運用を一番喜んでいるのかもわかりません。私は、やっぱり個人の姿、つまりこのカードによってもう素っ裸にしてしまう、このカードが1枚流れたら、もう何もかもわかる。言えはその人の財産あるいは保健の病気の病歴だとか、あるいは今後出てくる構想の中に含まれておる預金高だとかいうふうになってくると、本当にもうその人の全てが1枚のカードで表現をされてくる。これはやっぱり危険そのものだというふうに私は思います。市長は、昨日、一番大切な管理は万全を期す、というふうに言われました。もちろん万全を期すのは当たり前でありますけれども、万全でなかったのが年金機構であったりあるいはアメリカ政府であったり商工会であったのか、これは適当にやっておったということなんでしょうか。私は、そのようなことを考えて、このマイナンバー制というのは、国民の暮らしというよりは国民の人権、それをのぞき見るものとして私は廃案にすべきものというふうな認識を持っております。それについてのお考えをいただきたいと思います。

次に、費用対効果で見る圃場整備。

今、最後の農地保全策、圃場整備をめぐって必死の説得、作業が始まっています。ことしの米価をめぐっては、1俵60キロ当たり1万6,000円の生産費、それに対して6,000円ぐらいと言われて、生産への意欲はますます減退が進んでいます。全農加算があるとされています。じゃなぜ昨年から全農加算ができなかったのかと思いますけれども。もうがたがきてから、ちょっと色気を出すよというようなことではなく、やはりそういう点で全農がそんなぐらいの態度を持つんだったら、もっと大胆に農家に農地、そして日本の食料を守ろう、TPPについて許さん、というぐらいの働きかけがあったとしたら、ともに戦うという気概が生まれてくるものだと思います。今の南国市の圃場整備、率直な農家の心情は、金が要るやったらどうしょうにゃあ、というのが普遍的な心境あるいは言葉であります。私の片山地区も、7月5日が田役で

す。7日には圃場整備の勉強会があります。圃場整備は、最善の策という認識は一致しています。だが、費用対効果という面からは、どのように受けとめているのか、その御高説を農林水産課長からいただきたいと思っております。

なお、先ほど土居恒夫議員のほうからあったドローンのお話でありますけれども、ドローンは、今農家サイドではヘリの場合は高いと、ドローンのほうが安いということで、ドローンをもう入れてやろうかと、10リッターぐらいでいくと、それから150万円だと。ヘリは500万円、800万円だというふうな声が、はやちまたでは起こっています。ただ、ドローンは現実的対応として、もう農家サイドでも話はされているということをつけ加えておきます。

次に、2人副市長制と非正規雇用職員の改善という問題です。

2人の副市長制については、前議会で土居篤男議員からその副市長の是非論は触れてまいりました。その後、私どもの考え方というのは、土居発言以降、変わっておりません。だが、市民の目は、さらに鋭く、いろんな角度から観察をしてきています。それも弱者の目からというふうに言ったほうがいいと思います。つまり、弱者の救済を基準にしてどうなるかというふうなことがよく言われておりました。また、上を厚くして下はそのままかや、というふうな声もいまだにあります。そのような声は聞きたくないのか、もう一方で次元が違うとの声も聞きます。この次元が違うというのは、格差を改善するんじゃなくて、格差温存論というふうに聞えないわけではありません。では、職員の実態はどうかであります。正職員が414人、その中に再任用が22名いる。だから、392名の正職員、そして臨時職員が251名、嘱託職員83名、つまりいわゆる非正規雇用の方が334名というわけであります。また、正職員よりも非正規職員のほうが多いという部署がございます。小中学校では、19名に対して、あれ、ごめんなさい、ちょっと私のメモが、ともかく多いんです。それから、保育、幼稚園では72名に対して89名というふうに主に教育関係、もちろんお仕事の関係で短時間のパートだとかいろんな形があると思います。だから、人数でこれをはかり知ることはできませんけれども、やはり教育的な視点から見ると、余りにも臨時というんじゃなくて非正規雇用の方におんぶにだっこというふうになっているのではないかと。もちろんもう一方で、南国市の財政改革は、その人たちによって支えられているというお言葉もございますので、なかなか言いがたいところでもありますけれども。私はやはりそのようなことについての改善が一方でなされていくということが、いわゆる同時進行といったら簡単なようでもありますけれども、そのような努力がないと、上に厚く下に薄いというような言葉がぴらぴら飛ぶような状況が生まれると思います。私は、そんな点で、非正規職員という問題は、やはり大きなテーマとして改善の方向というものを今後出していただきたい

い、というふうなことを提案をしたいと思います。もちろんこれはお考えになっていることでありましょう。

次に、カラスの網の補助金のてんまつと補助金条例であります。

私は、ごみステーションでカラスが上からぱっと見ておって、そこの家の人がいなくなるとさっとおりてきてビニールを破るというふうなことがあるということで、網がないかという御意見があつて要望がありました。私は、そんなことでじゃあということで、市役所のほうへ来て、環境課で話をして、今ねちょうど網が切れちゃと。買うてきて領収書をこの書類へ添付してやということで、よっしゃよっしゃということで2,345円の網を買って翌日でしたか、来ました。その網の2,345円がと言うんじゃありませんけれども、補助金は血税を金種としていることから、慎重を期し、そしてその趣旨を有効的に生かさなければならぬ。ましてや暴力団に補助金を回すなどあつては絶対に許されないことだということは誰しも共通であります。だがどうでしょう。補助金をいただく人、市の職員はその人を知らないのでしょうか。あるいは素性を詳しく知らないからということでしょうか。全部警察へ暴力団と関係があるのかないのか、それを調査をお願いする、本人の誓約とそして照会の文書もついてくる。それへ全部列記する。私もそれに該当する人、中組の1班、2班で、それと南の人がおりましたから、20名くらいの名前を書きました。これを警察へ暴力団と関係あるのかないのか照会を求める。その文書の中には、私または自社の役員がという文書があります。だが、もう一方で見ると、条例にはそれを出さなければならぬというのがありません。条例にないのに、半ば当たり前のよう、自動的にその書類を出すようになっている。これは、まさに人権問題と言っても過言ではないというふうに思いました。かいつまんで言いますと、条例にはそういう書類を出さなきゃならぬというのはない。そして、もう一方では、協定書というのがあります、警察と南国市の。その中で、1条でしたっけ、にはこれを照会することができる、つまり照会の義務という表現はありません。できるという表現であります。つまり、南国市民をまさかオール暴力団と関係があるなどということは思っていないだろう。だけど、書類はそうなっている。性悪説を南国市がとっているはずがありません。これは、当然、警察のほうがつくった文書だろうと思います。性悪説を警察がとるといふようなのをここで断定するつもりはありませんけれども、文書として見るならばそういうふうになっている。だから、私は、補助金というのは、あくまでも血税、つまりということで慎重を期し、そして使うことについては責任を持たなきゃならぬ。もちろんそういう反社会的なそういう集団に渡すあるいは流れるというようなことは絶対にあつてはなりません。だが、私はやっぱり行政が市民をそういう、こんな言い方はないか

もしれませんが、前大抵悪ういうときは白目で見るとかと言いましたね。そういうふうな目で市民を見るのか、これはナンセンスであります。だから、これは私は補助金条例を飛び越えたというんか乗り越えたというんか、いうふうなことまでやっていいのか、というふうに思ったのがこの2,345円の網のてんまつであります。まあ、それでおきましょう。

次に、空き家制度についてであります。

空き家といっても、好きこのんでなったものではありません。ほんのこの間までは、家族を構成し、そのたまりとして安心のとりでとして家族の団らん、笑いや喜びが満ちあふれていたところでした。ひょんなことから、夜に電気がつかなくなり、人の気配がなくなり、家に草木が生え出して何年というのが空き家であります。では、その空き家というのは南国でどのくらいになっているのか。また、特定空き家制度ではどのように分類をしているのか。この空き家となって放置すると、廃屋となって、今度は危険という形態に変わってまいります。初めは空き家、次は廃屋、そしてお陀仏とこうなるわけでありますけれども。このいわゆるその空き家の中でも大きな変化があります。私がお尋ねしたいのは、実はシロアリの発生であります。シロアリが、あれはそこに静かにおれよといってもなかなかおってくれません。まさに羽を伸ばして飛び交っていくわけでありまして、そういうふうなことが現実にあります。そういう場合の対応の問題です。もちろん部落長に相談をして、部落長からとかいうふうなこともありましようけれども、現実にはもうその家はもう10年ぐらい前にお亡くなりになって、そしてそこな息子さんもお亡くなりになって、そこな家族もどこへ行ったか我々は知りません、というふうなこともありまして、困ったもんよと。近所ではもう近所いうてもこことここですから、もうひつついちゅうわけですね。その家はシロア리를コマーシャルするつもりはありませんので、店は言いませんけれども、そこに来てもらって、ずっと薬をまいてもらっているという、ここへ浜田さんまきよらねっていうふうなことでありました。そんなふうになっているわけでありまして、やはりこれもいわゆる空き家に対する表現が、本来この空き家法というのは、こういう目的でありませんが、市民的に受けとめるときには、空き家ゆうておまん、あの法律ができた、あれでやったらいくろうがよと、こういうわけですから、私もちょっと困った話です。だから、そういうふうなぐらいあるいは市民にとってみれば直接的に関係をするということで、いろんな御意見が出されてきております。そういうような場合に、どのような指導をいただけるのかをお尋ねしておきたいと思えます。

次に、農業者とは、青色申告者であることとは、ということであります。

今、農業白書では、農業への就農希望者がわんさといえるかのように押しかけてくるというよ

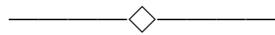
うなことが冒頭に書かれています。さあ実際そうでしょうか。農業政策がつくり出した耕作放棄地、これに重加算税みたいなペナルティーがやられようとしてきている。全く白書とは違った部分が政策的に出されてきている。政策立案者については責めはなく、そしてそれを実行した農家がうたってもうやめたというふうな形が耕作放棄地です。その人たちが責めをかぶる、それは西本議員のお父さんなんかミカンのときに大抵言われました。俺らあにゃあ政府の言うとおりにやったらいよいよかざった、というのがミカンづくりでありましたが、そういうふうなことが現実な対応として農家の中に出てきています。言えば、そういう政策的な部分について指令を出した人は、いわゆる無責任農政の万々歳論というような形で今終局をしようとしています。そんな農政をめぐる中で、TPP推進あるいは米余りの中でも、アメリカにへつらって、10万トンの白米を輸入を要請するという交渉官もいる。こんな恥ずかしいというよりはくそあほんだらと言ったほうが正確かわかりません。そんな売国奴がいるわけでありまして、本当今の農政のせっぱ詰まった状況、じゃあそれをどういうふうに政府のほうは見ているのか。これがまた一流なんです。青色申告をしている者を農家と見るというふうな形が、来年、再来年の段階では出てくるというのがほぼ確定であります。つまり、青色申告が、今までは担い手だとか後継者だとかいう形で軸に農政は展開をしてきました。だが、そのような形態に変わってくるということが今言われています。私は、やはりそういう点で見ると、政府が農協を攻撃するときに、准組合員という表現をとって、その人たちを農協への参画をやめよと。そして農協はもうパンクするわけです。農協は准組合員によって成り立っていると言ってもいいくらいです。だから、農協がそこでもうTPPもくそもない吹っ飛んでニッキというような状況が生まれました。では、それが農済に今度は来てみると、農済は今のところ、もう農業、農地、つまりお米づくりのほうは対象はほとんどなくなりました。多分もう1年も2年もせんうちに事実上、多分水稲共済については崩壊すると思います。それは言い過ぎでしょうけれども、ともかく園芸ハウス、いわゆる施設園芸だけが高知県の農業共済の生き方、そういうふうなことが今なろうとしています。つまり、これは、青色申告という言葉と同時的にそれが指されてきました。この青色申告をじゃあどうなるかということで、私も南国税務署のほうへ行って文書開示を求めました。結構難しいですね、言うことが。いや、そういうことだったら1カ月ぐらいかかりますよって言う。そんなこと言われたら困ると。僕は12日に議会が始まると、それまでに何とかありませんか言うたら、じゃあ資料はどの程度ですか言ったら、合計でいいですよ、じゃあ構いませんよと、まあ1週間せんうちに資料出てきましたが。この南国税務署で確定申告をやっている人が7,226人、農業者はその中で1,218人です。青色申告は1,266人、農業

者は323人、つまり全体での青色申告者は17.5%、農家では26.5%、非農家の御商売なんかの方は15.7%というわけであります。この323人が、農政上の農家というふうに限定をされてくるかもしれないという状況です。そうなると、南国市の農政は、空中分解するのはもう目に見えています。つまり、農家という表現がついた場合は、補助金やいろんな制度についての場合に、それがあなたは、というようなことになってくるわけでありますから、極めて深刻であるということをお話しなければなりません。

以上で第1問を終わります。

○議長（前田学浩君） 10分間休憩いたします。

午後3時3分 休憩



午後3時14分 再開

○議長（前田学浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

浜田勉議員に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 橋詰壽人君登壇〕

○市長（橋詰壽人君） 私のほうから、もう時間切れのような状態で、土居議員のほうから最終的にアメリカとの今行おうとしている安全保障法制について、過去の事例に鑑み、非常にアメリカは今まで戦争のために事実でないことを言ってきて信用できないという発言がございました。そしてまた、浜田議員からは、アメリカに追随して安全保障法制をやっておるんだというようなお話がございましたので、もう一度私のほうから憲法第9条と今回の安全保障法制についてのことについて申し上げ、答弁にかえさせていただきたいと、このように思います。

その一番もとになります憲法9条の問題は、昭和34年12月16日に砂川事件の判決の中で、当時の裁判長が、ずっと前文がございますけれども、そこは省きまして、最後に、憲法9条は、我が国の平和と安全を維持するために他国に安全保障を求めることを何ら禁ずるものではない、この辺が私は根拠になっておるのではないかと思うわけでございます。そして、その問題となります集团的自衛権、これは同盟国のいずれか1国が武力攻撃を受けた場合に、同盟国全体に対する攻撃とみなしまして、兵力の使用を含め協働で防衛する権利を基本とする。協働で防衛する権利を基本とする。その最大の狙いは、抑止効果である。つまり、戦争をさせない抑止をする、その効果である、こういうように言われております。それがまた、国連憲章51条にわざわざうたわれておるわけでございまして、国家がその存立のために当然に保有しておる権利が個別的自衛権であり、集团的自衛権である。なぜそこまで国連憲章でうたわないといけないの

か、これは、国連の機能に存するわけでございまして、国連では、安全保障理事会が15カ国あります。その中に5カ国が常任理事国として存在いたします。アメリカ、イギリス、フランス、ロシア、中国、この5カ国が常任理事国でございまして、15カ国が賛成多数でもし国連憲章に背くような行動が起こった場合、これを早期に鎮圧といいますか、押さえ込むということに、行動に出るわけでございますけれども、15カ国のうち9カ国が賛成しなければならない、事が起こらない、特に常任理事国の1国でも反対すれば、それができない。ですから、それを補完する意味で、この同盟国が、そういうこととございまして、このすき間を埋める意味でこの集団的自衛権、個別的自衛権がわざわざうたわれておるわけでございまして、そういう意味での代表的なものが1949年に締結されました北大西洋条約、5条に示されておることが典型的なものである。したがって、南国市長にどうであるかと聞かれましたので、これは当然の権利であり行動であると答弁したものでございます。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 副市長。

〔副市長 藤村明男君登壇〕

○副市長（藤村明男君） 浜田勉議員さんのマイナンバーの施行について、聞き違いをしたのかわかりませんが、廃案をすべきではないかというふうな御質問ではなかったかというふうに思っております。昨日、福田議員さんの御質問に対してお答えさせていただきましたとおりでございますが、現在のところ、本年10月に予定されておりますマイナンバーの交付でございますが、既に法律で定められた事項でございまして、我々が廃案をするというふうなことはとてもできないというふうにお答えをさせていただきますし。また昨日、福田議員さんのほうからも中断すべきだというふうな話もございましたけれども、既に公布日程も決まっておりますし、これは付加するのは南国市長名で届けるわけでございますけれども、実際に送付をしていくところは南国市でございませぬので、南国市が番号をつけるのを途中で中断するというふうなことも実際のところは無理がございまして、それもとてもできない話でございます。南国市がするのは、番号が通知された以後に、個人番号カードというのを交付をする必要がございまして。年金機構等の問題もございまして、個人情報漏えいについて大変心配をされて、南国市でもその通知カードを受け取らないというふうな方も、これからそういう事態も多くなるのではないかなというふうなことも非常に心配もしておりますけれども、そういったものの対処も含めて、住民の皆さん方にできるだけ不安のないように親切に適切な対応をして番号を付加していただくように努力してまいりたいというふうに思っておりますので。そうした節

にはぜひ議員の皆様方にも御理解をいただき、どうか制度の内容について十分説明をしていただきたいというふうに思います。御協力をよろしくをお願いいたします。

なお、ナンバー制度が開始されましても、情報の管理はそれぞれの機関が行うようになっておまして、全ての情報が1カ所から閲覧できるわけではございません。また、職員がボタン一つで全国の情報を取り出せるわけでもございません。ただ個人番号を利用した特殊詐欺事件は避けて通れないと思われましますので、市民の皆様個人番号が通知された後、特にこの点については繰り返し広報を行うなど、必要な対応を行ってまいりたいというふうに思いますので、御理解よろしくお申し上げます。

○議長（前田学浩君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 村田 功君登壇〕

○農林水産課長（村田 功君） 浜田勉議員の圃場整備の費用対効果についての御質問にお答えいたします。

現在、国営圃場整備事業の地区調査移行に向けて、高知県農政局に提出する地区調査採択申請書の準備をしております。その中で今後の整備計画区域の新たな農業の展開として、事業実施により目指す地区の姿や議員御質問の事業実施による地域農業への効果があります。その効果の捉え方として、整備事業を実施することによる効果は当然ですが、事業を実施しなかった場合に今後想定される地域農業の状況についても対比項目としております。現時点では、整備面積が確定しておらず、詳細な営農計画等についても次の地区調査の中で詰めていくことから、想定の実備面積による概略の試算というものになりますが、内容としては、実施前の水稲、園芸作物、水稲の裏作、未利用地のそれぞれの面積による農業産出額をもとに、圃場整備による農作業の効率化や担い手農家への農地の集積・集約が進むことを契機に、構築を目指す営農体系での水稲、園芸作物、水稲の裏作の面積による農業産出額を試算し、その差額を年間の農業産出額増分としております。

少し詳しく申しますと、土地利用率は、実施前97%、実施後111%の14ポイントアップ。水稲面積は10%弱を減とし、そのうち25%を飼料米、WC S等の新規需要米にシフトしていく。園芸作物面積は50%増し、水稲の裏作面積は、実施前より270%増とすることで未利用地をなくし、全ての農地をフル活用していくことで、農業産出額で約35%増となることが期待されます。また、前述しました今回の事業を実施しなかった場合、農家がさらに減少する中で、農作業の効率化、生産費の低減を図れないこと、また担い手への農地の集積がなかなか進められないことから、農地が有効に活用できず、耕地利用率は実施前の97%から82%まで落ち込むこと

が考えられ、想定値となりますが、実施した場合と比べると約60%超の農業産出額の比較差が出ることも想定しております。

以上、比率の表示となり、金額ベースでのお示しができず、わかりづらいところもあるかと思いますが、御容赦をお願いします。

なお、県、国への地区調査採択申請書には、その他の効果も含めた積算により、効果指標の総費用、総便益費では、1を超える費用対効果の数値を表示することになります。

続きまして、青色申告者の件は、御質問ではなかったかと思いますが、思いとして述べさせていただきます。

国が農林水産業地域の地力創造プランを取りまとめ、農業を足腰の強い産業としていくための政策「産業政策」と農業のその有する多面的機能の維持・発揮を図るための政策「地域政策」を車の両輪として推進し、関係者が一体となって課題の解決に向けて取り組むこととしておりますが、その中で経営所得安定対策の見直しの畑作物の直接支払交付金「ゲタ対策」や米、畑作物の収入減少影響緩和対策「ナラシ対策」では、27年度からは法整備を経て、規模要件は問われませんが、認定農業者、集落営農、認定新規就農者を対象に実施しています。この新制度における政策支援は、担い手の中でも特に長期にわたって我が国農業を支え、国民に対して食糧を安定供給していくと見込まれる農業者であって、目標を掲げて経営改善努力を行うとともに、きちんとした経営管理を行っている意欲ある担い手を対象とすることが適切との考え方です。そのために、意欲を持って経営改善に取り組む担い手であることが客観的に確認できるのは、認定農業者であり、簿記記帳等を行い、自己の経営状況を客観的に把握して、常に経営管理の点検、分析を行い得る青色申告者を対象にすべきとしたものようです。

さらに、意欲ある担い手を確保・育成する観点から、青色申告を行う認定農業者とともに農業経営に参画している家族や、将来青色申告を行う認定農業者になることを目標として努力している農業者についても、一定の要件のもとで支援対象とされております。ただ、確かに認定農業者の認定申請時の計画目標は青色申告でなければならず、計画目標が白色申告では認定されませんが、青色申告が認定農業者になるときの必須条件ではありませんし、実際、本市の認定農業者の青色申告者は約半数の状況です。浜田議員が農業者で323人という青色申告者という数字を申されましたが、現在の認定農業者220人超の半分しか青色申告はおりません。議員言われるように、国は支援対象を将来の担い手に集中していこうという意図は見えますが、全ての支援対象が青色申告者に限定されるとは思えませんし、幅広い年齢層の農業者やさまざまなかわり方で農業に従事されている方々が、日本の農業を支えている現状で、それは余りに

性急で、到底受け入れられるものではないと考えております。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 総務課長。

〔参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 田淵博之君登壇〕

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（田淵博之君） 浜田勉議員さんの御質問にお答えいたします。

議員さんの言われたとおり、現在の非正規雇用職員数を見ましたら、これらの職員の皆さんがいなければ行政が成り立たない状況は明白です。できれば正職員で対応するのが本来ですが、現状では困難でございます。また、非正規雇用職員の雇用条件の改善は、ルールに従って改善を行っていると考えております。例えば、正職員の初任給が上がれば、ルールに従って上げております。ただ、最近は、人事院勧告で正職員の労働条件がほとんど上がりませんので、目に見える改善がないのが実態です。決して現状の雇用条件を改善する必要がないということではありませんので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 環境課長。

〔環境課長 島崎 哲君登壇〕

○環境課長（島崎 哲君） 浜田勉議員さんの御質問にお答えします。

カラス避けネットにつきましては、ごみや資源物の収集を確実かつ効率的に行うため、自主的にごみステーションの整備を行う地域に9,000円を上限に、ごみステーション施設整備補助金としまして平成17年度より補助を行っております。補助金の使途としましては、カラス避けネットの購入やかごの安定を図るための整地費などが主となっております。当補助金の申請件数ですが、平成22年度からの5カ年で68件、補助金額で47万1,969円となっており、うち42件、27万1,300円がカラス避けネットとなっております。この補助金につきましても、申請者の方に対して暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書を提出していただきまして、南国警察署へ照会を行っております。また、御質問のとおり、当該補助金は比較的少額ではありますが、やはり公金での補助金交付でありますので、市補助金の交付に関する条例や補助金交付要綱に沿った所定の手続が必要であります。ですので、ことし4月に、ちょうどこの4月ですが、環境委員連合会に協力をいただき、連合会であらかじめ購入したカラス避けネットの配布を行ったところでもあります。カラスネットのように、一定同じものが数多く需要があり、なおかつ一つ一つはさほど高額でもないものにつきましては、このような方法も有効かと思っておりますので、

カラス避けネットにつきましては、今後現物給付へシフトさせていくことによりまして、市民の手續の簡略を図りたいと考えております。

○議長（前田学浩君） 危機管理課長。

〔危機管理課長 中島 章君登壇〕

○危機管理課長（中島 章君） 浜田勉議員さんの補助事業における暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書についての御質問にお答えいたします。

南国市から反社会的存在である暴力団を排除し、市民の安全で平穏な生活を確保し、南国市の社会経済活動の健全な発展に寄与するために、平成23年4月に南国市暴力団排除条例を制定いたしました。市民及び事業者が暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと、暴力団を利用しないことを基本として、市と市民が連携協力し暴力団の排除を推進することとしております。この暴力団排除条例に基づき、南国市補助金の交付に関する条例に補助金の申請者が暴力団、暴力団関係者等である場合に補助金の交付を決定しない、交付決定をしていけば交付決定を取り消す、補助金を支払っていれば返還させるという規定を設けました。そして、平成25年2月に暴力団排除条例等に基づき、南国警察署と暴力団を排除するために暴力団の情報提供や相互に協力、連携するための南国市の事務及び事業における暴力団排除に関する協定書を締結しました。

御質問の誓約書及び照会承諾書を提出させる根拠につきましては、補助金条例に基づき、本人から暴力団、暴力団員等ではない、今後においてもかかわりを持たないということを誓約させること、警察署との協定書に基づき、暴力団員でないことを確認するためのものであります。今回指摘のありました誓約書及び照会承諾書の提出につきましては、暴力団排除条例、補助金条例、警察との協定書に基づいた手續であります。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 都市整備課長。

〔都市整備課長 若枝 実君登壇〕

○都市整備課長（若枝 実君） 浜田勉議員さんの空き家制度についての御質問にお答えいたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法が、平成26年11月27日に交付され、平成27年5月26日に完全施行されました。この特別措置法が制定されました背景についてですけれども、少子高齢化が進展する現代社会において、近い将来、空き家等が急速に増加し、適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、

地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のため対策が必要となったため、この特別措置法が制定されました。

浜田勉議員さんが申されました空き家そのまま放置され、廃屋となった建物への対応についてでございますが、本市では、南国市老朽建物等の適正管理に関する条例に基づきまして、所有者等に対しまして必要な措置を助言、または指導を行っております。具体的には、市民の方から情報提供がございましたら、建物の場所、状況、所有者などの情報をお聞きした上で、建物の所有者等を税務課や法務局で調べたあと、建物の現地調査を行いまして、建物の所有者が判明すれば、電話や自宅を訪問するなどして建物の状況や条例の概要を説明し、事情をお聞きした上で適切な管理をしていただくようお願いをしております。条例施行から平成27年3月末日までで25件の情報提供がございまして、そのうち10件の老朽建物が解体にまで至っております。

次に、空き家の利活用方法についての取り組み事例を紹介させていただきます。

全国的に一番取り組んでいる利活用方法は、自治体が空き家の登録を募り、ウェブ上で物件情報を公開するなどして、買い手や借り手が探す空き家バンクの設置でございます。全国で約500近い自治体が設置しておりまして、空き家バンクに登録された物件を購入したり借りたりする場合に、改修費を補助する事例もございます。また、自治体に登録した民間の賃貸住宅に入居する場合に、家賃の一部を助成する民間賃貸住宅助成制度を実施しているところもございます。今後は、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある空き家等が増加することについて、効果的かつ効率的に対策を講じていかなければならないと考えており、そのためにはまず空き家対策に対応できる組織体制の構築と本市の空き家等の所在及び状態を把握し、その所有者等の特定を行うことが重要であると考えております。また、空き家等の発生または増加を抑制する対策や、空き家等の利活用や除却に対する支援策も今後検討していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 浜田勉議員の持ち時間は15時53分までです。17番浜田勉君。

○17番（浜田 勉君） お答えをいただきましたが、そうですね、危機管理課長にまずそれでいいのっていう感じです。まず、協定書の3条はどう読むんですか。そして、暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書の所在地住所、その次に法人名、照合名称等というのは、これは関係なく、下のほうで一般市民もこの様式を使うということですか。

それからまた、条例にはこういう書類を出さなきゃならんというのはありません。確かに協

定書に照会を求めることができる、あるいは言えば暴力団との関係をだめよという表現の中にそういうふうな受けとめられる文書はあるんですが、はっきり言って、条例にない部分が協定書やその他の様式でひとり歩きをしているというふうには言わなければなりません、どう思いますか。

○議長（前田学浩君） 答弁を求めます。危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章君） 浜田議員さんの2問目の質問にお答えします。

南国市事務及び事業における暴力団の排除に関する協定書、この3条には、警察との照会方法について書いております。

それから、暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書、この様式でございますが、個人の方についてもこの様式でお願いをしております。個人の方の場合は、代表者のところとそれから所在地、住所のところ、そこの部分に書いていただくようになります。会社組織、法人については、役員等の名簿、下の表のところを書いてもらうようになっておりますが、会社組織ではなく、法人ではない団体につきましては、代表者のみということでお願いをしております。

それから、あと市民の要は誰が暴力団であるかということをして市のほうは把握しておりません。その情報がないので、補助金条例の中で暴力団には補助金の交付決定をしないというふうになっておりますので、その確認作業はやはり必要だと思っております。

それで、補助金を誰に出しているのかというのは、個人情報に当たりますので、そのために本人の同意を求めて調査を行うというふうなこの照会の承諾書になっております。

以上でございます。

○議長（前田学浩君） 17番浜田勉君。

○17番（浜田 勉君） どう読んでも、条例にないのがいわゆる協定書にあるというふうな形、つまり枝の部分が主要な部分に転化している。だから、逆な形から、だから仕方ないでしょう、だから、というふうな形で本論の部分が消えていってるといふふうに見えると思いますね。

それと、今の3条をどう読むのかということですが、3条は今の課長のお話では、これは警察とのそういう関係で、わかっちゃら、そりゃ。それはわかり切った話で、それを言うわけではありませんが、とにかく照会をすることができるというのは、照会をしなければならぬというふうに読みかえているんですか。つまり、全市民を対象に、僕は性善説だとか性悪説だとかいうようなこと言いませんけれども、とにかく全市民的にそういうふうに見るのか、そういうのが正しいという認識なのか。つまり血税を金種としている、これ補助金ですから、そ

ういう点で厳密に求めることは、これはやぶさかではありません。ただし、市民をどういう目で見るとかというのを行政として問われたときに、いやああれは暴力団やらわからんき、まあともかく金をこっちから出すがやきエンジンぶら下げて物言いうわけですから、このエンジン論で、いわゆる交付決定権を行使するために、おい書類出してもらわな、おんしに金やらんよというような余りいただけの話じゃないというのは思いますね。だから、そういう点じゃあほんだらA対応、B対応、C対応があつてしかるべきだとは言いません。だから問題は、これをなくす方向あるいは、でどうなのかというふうなこともう一遍検討をして、大体けど好かんね、市民をあいつはどくなやというような目で見るとするのはいただけの話じゃないということを書いて、あともう一遍検討してもらうことを要望しておきます。ぱつと言うたらどう、もう一遍検討してみましようと言うたらオーケーよ。

○議長（前田学浩君） 答弁を求めます。危機管理課長。

○危機管理課長（中島 章君） 庁内で検討してみます。

以上です。

—————*—————

○議長（前田学浩君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田学浩君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明19日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時48分 延会